

令和4年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和4年9月9日(金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和4年9月9日(金) 午前 8時57分
閉 会 日 時	令和4年9月9日(金) 午後 2時42分
委 員 長	坂 本 国 広
委員会出席委員	
委 員 長	坂 本 国 広
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	羽 鳥 健 大 塚 佳 之 永 沼 博 昭 諏 訪 三 津 枝
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 5 2 号	令和 4 年度 鴻巣市 一般会計 補正 予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 3 号	令和 4 年度 鴻巣市 国民健康保険事業 特別会計 補正 予算（第 1 号）	原案可決
第 5 6 号	令和 3 年度 鴻巣市 一般会計 決算 認定 についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 5 7 号	令和 3 年度 鴻巣市 国民健康保険事業 特別会計 決算 認定 について	認 定
第 6 2 号	令和 3 年度 鴻巣市 後期高齢者医療 特別会計 決算 認定 について	認 定

委員会執行部出席者

危機管理監 佐々木 紀 演学  
危機管理課長 金子

(市民生活部)

市民生活部長 関根 則 男  
市民生活部副部長 武田 昌 行  
自治振興課長 國島 清 文  
市民課長 加藤 勝 美  
国保年金課長 野口 豊 和  
国保年金課副参事 高橋 亮 介

(環境経済部)

環境経済部長 高坂 清  
環境経済部副部長 堀越 延 年  
環境経済部副部長 宇野 彰  
環境課長 長澤 和 弘  
環境課副参事 小林 弘 樹  
環境課副参事 山崎 忠 義  
農政課長 山崎 淳 一  
商工観光課長 清水 健 紀  
道の駅整備プロジェクト課長 秋山 信 行  
道の駅整備プロジェクト副参事 福智 秀 一

吹上支所副支所長 大島 和 之  
吹上支所市民グループリーダー 川又 敦 子  
川里支所副支所長 吉田 勝 彦

書記 小野田 直 人  
書 小 林 美 奈 子

(開議 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

市民課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(市民課長) おはようございます。昨日、諏訪委員からの令和 3 年度一般会計決算歳出に係る市民課、コンビニ交付における 1 交付に要する費用に関する質問の回答について、説明内容の変更を求めるものです。

令和 3 年度の証明書のコンビニ交付枚数をマルチコピー機での交付枚数を除いた枚数 1 万 2,879 枚として説明をいたしました。マルチコピー機で交付した証明書を含めて本市で導入しているコンビニ交付システムを使用して証明書を交付していること、地方公共団体情報システム機構に支払う証明交付委託料はマルチコピー機で交付した証明書を含めて計算されていること、またマルチコピー機事業につきましては鴻巣市が運営主体である 1 コンビニ店舗とみなして運用を行っている観点から、コンビニ交付における 1 交付にかかる費用については、令和 3 年度の交付枚数をマルチコピー機で交付した証明書の枚数を含めた 1 万 4,415 枚として計算するのが適切であることから、令和 3 年度における 1 枚当たりの交付に要する費用は、コンビニ交付事業費 691 万 1,765 円を 1 万 4,415 枚で割った金額である 479 円と変更させていただくものです。

以上です。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続きまして、議案第 56 号 令和 3 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の質疑を継続いたします。質疑はありませんか。

(永沼) おはようございます。

まずは、歳入のほうで 41 ページ、合併処理浄化槽設置整備事業費奨励交付金、これについては 33 ページの地方創生整備推進交付金と兼ね合ってきまして、歳出のほうでは 255 ページになるかと思いますが、この 41 ページについて質問していきたいと思っております。予算においては、5 人槽が 13 基、7 人槽が 23 基、5 人槽が 13 基 (P. 5 発言の訂正あり)、10 人槽

が1基、処分費37基、配管費37基というふうに予算では記載されておりました。これらの決算における結果についてお聞きしたいと思います。

(環境課長) おはようございます。それでは、永沼委員のご質問にお答えいたします。

県交付金の令和3年度の実績としましては、5人槽が19基、668万8,000円、7人槽の実績が17基、737万8,000円、10人槽の実績はございませんでした。処分費については35基、210万円、配管費については36基、579万6,000円となっております。処分費の1基については、浄化槽を撤去できない案件があり、1基分少ない状況となりました。こちら人槽と処分費、配管費を合計しますと2,196万2,000円となりまして、こちらの2分の1の金額または1基当たり20万円で算出した場合の金額720万円と比較して少ないほうの720万円が県の交付金の交付金額になっております。国の交付金については、くみ取り便槽からの転換については本体工事費のみが対象となりして、くみ取りからの転換は1件でございました。そのため、本体工事費36件と撤去費34件、配管費35件を合計しますと2,174万1,000円となり、助成率が2分の1であるため、交付金額1,087万円が国の交付金の合計となります。参考となりますが、国と県を合わせて36基の転換で1,807万円となります。

以上です。

(永沼) 先ほど予算の中に5人槽13基というのを2度繰り返したような気がするので、ちょっと訂正させていただきます。

それで、この決算の説明の中で単独処理浄化槽から合併浄化槽、あとくみ取り便槽から合併浄化槽ということでありましたが、それぞれ何件だったのか、くみ取りのほうは1件ということによろしいのか、その点をお聞きします。

(委員長) 永沼委員の発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

(環境課長) 永沼委員のご質問にお答えします。

今個々の基数については手持ち資料がございませんので、後でご回答させていただきますと考えております。

以上です。

（永沼）分かりました。では、後でよろしく申し上げます。

それで、その交付金についてなのですが、その交付金の市からの申請というのはいつ頃して、そしていつ交付されるのかというのを教えていただけますか。

（環境課長）お答えいたします。

通常ですと広報の5月号もしくは6月号に申請の掲載をさせていただいて、それぞれ申請いただく家庭によって設置する時期がそれぞれ異なると思われまますので、申請される方の申請時、当然設置する前に申請をいただいて工事に着工していただいて、その後、完了した後に補助金が支払われることとなりますので、おおむね工事期間については1か月程度かかりますので、それが終わった後、完了届を頂いて補助金の交付となりますので、その工事状況によりまますけれども、完了届を頂いてからおおむね1か月以内には補助金のほうは支払われているものと考えています。

以上です。

（永沼）次に、55ページ、消防団員退職報償金の関係ですが、これも歳出のほうにも関連ありますが、予算に比べて約320万円増えている。この関係で予算における退職の見込み者数と決算における退職者数、たしか27人と説明されていたと思いますが、その辺の違いというのも説明していただけますか。

（危機管理課長）こちら予算については、例年850万ほど予算を取っております。退職報償金は、退団者の勤続年数、それから階級によって大きく変動があることから、例年700万から800万円を推移しておりましたので、予算のほうは850万を計上しております。また、今年度増えた一番の理由というのは、消防団の再編に伴いまして多くの団員が退団をいたしまして増えたという形になっております。

以上です。

（永沼）現在、消防団員数と平均年齢というのはどれくらいなのかちょっと教えていただけますか。

(危機管理課長) 消防団員数は、令和4年4月1日現在で369名です。平均年齢は45.8歳となります。

以上です。

(永沼) 入隊者もいれば退職者もいるということで、その辺の動向というのはどのような状況になっているのか伺います。

(危機管理課長) やはり消防団員の確保というのは年々厳しくなっております。新入団員は減少傾向であるのが現状でございます。退団者については、やはり高齢化等がありまして増えております。昨年の退団者は31名、今年度入団者は6名ということですので、かなりの隔たりがあるのが現状でございます。

以上です。

(永沼) そうしますと、消防団の定数に比べてどんどん減ってきているということではよろしいのか伺います。

(危機管理課長) 条例定数に比べて実団員数はかなり減っております。こちらについては、今後消防団の再編等に合わせて見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

(永沼) 消防団の再編に合わせて見直しというのはどのようなことですか。

(危機管理課長) 今、分団の統合を行っております。元消防団20個分団制を最終的には15個分団制に改めたいと考えております。また、方面隊制も令和3年度から3方面隊制から4方面隊制、こういった形で機動力等を上げております。それと、各分団の定数、こちらもばらばらであるものを均一化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

(永沼) 定数を変更するということもありか伺います。

(危機管理課長) 条例定数の削減も視野に入れております。

以上です。

(永沼) 次に、57ページ、国保年金課です。国保年金課の当初予算の中には介護予防との一体的な実施に係る業務委託金、あと療養給付費負担

金還付金、後期高齢者健康教育・健康相談等補助金、後期高齢者健康増進推進事業等補助金というのはなかったのですけれども、それぞれどのような理由でいつ計上されたのか伺います。

（国保年金課長）介護予防との一体的な実施に係る業務委託金と後期高齢者健康教育・健康相談等補助金及び後期高齢者健康増進推進事業等補助金につきましては、国の特別調整交付金から交付されるもので、実績に対して交付率がどのぐらいになるのかというのがちょっと不明確であったものですから、当初予算や補正予算のほうには計上せずに、決算対応とさせていただいております。

一方、療養給付費負担金還付金につきましては、こちらは後期高齢者、県の広域連合のほうの決算確定後となるため、令和3年12月の定例会のほうに補正予算のほうを計上させていただいております。

以上です。

（永沼）それでは、歳出のほうに入ります。

99ページ、昨日の委員からも質問ありましたがけれども、自治連合会補助金、自治会運営補助金のことですけれども、連合会数については10あるということによろしいのか伺います。

（自治振興課長）自治会連合会につきましては、地区連合会10地区から構成されております。

以上です。

（永沼）自治会への新規世帯数及び退会の世帯数について伺います。

（自治振興課長）令和3年度では、加入世帯数が3万8,310世帯ございました。今年の4月1日現在では3万8,070世帯とマイナス240世帯となっております。

以上です。

（永沼）退会世帯数。

（自治振興課長）退会世帯数は、退会かどうかは分からないのですけれども、減少した世帯数としてマイナス240ということなんです。

以上です。

（永沼）令和4年の4月の「かがやき」で見ますと5万1,577世帯という



ふうになっておりますが、加入者になっている方が3万8,000程度ということになっております。この約1万3,000ぐらいの違いというのはどういうふうなことなのか、どのような理由なのか伺います。

(自治振興課長) 数の差としましては、なかなか自治会離れというか、そういったものもございまして、このような数字になっているのかなと思っています。特に令和2年度につきましてはかなり各自治会さんのほうでイベント等とかも行わないような状況になっておりますので、自治会の加入者というか、加入していたけれども、自治会を退会してしまうというような例も増えております。

以上です。

(永沼) それに関連しますけれども、世帯としては鴻巣市としては世帯がどんどん増えている状況だと思います。それに比べ自治会の加入率というのが低いような気がします。これからの動向、また取組について伺います。

(自治振興課長) 現状の取組といたしましては、自治振興課の窓口にも不動産業者さんや転入者さんからの自治会長への連絡についての照会等もありますが、その後の動向についてはちょっと把握はしていないところなのですけれども、自治会の加入につきましては、現状では市のホームページ、あとは転入者に対しては自治会、町内会の加入についての案内文を配付、あとは鴻巣市における自治会、町内会への加入促進に関する協定を鴻巣市自治会連合会と市と公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部の3者で平成27年に締結しまして、自治会、町内会の加入促進のチラシ等を協力店の店舗に掲示し、新規加入者や住宅購入者へ配布するとともに、アパート等の管理、仲介の新規契約時における自治会、町内会への加入促進の働きかけをお願いしているところです。今後につきましては、自治会の連合会の方々とも連携して、このことにつきましては考えていきたいと考えております。

以上です。

(永沼) 次に、103ページ、真ん中のほうにある商工観光課、花のコミュニティづくり補助金、このコミュニティづくりの交付されている団体と

というのは幾つあるのか伺います。

(商工観光課長) まず、登録団体でございますけれども、16団体ございます。

以上です。

(永沼) 16団体イコール補助金の交付申請件数ということでよろしいですか。

(商工観光課長) 16件実は登録団体ございまして、当初16件申請いただいたのですが、うち1件がちょっと活動が結局できなかったということで取下げた団体が1団体ございました。

(永沼) これの花のコミュニティづくり補助金、この事業、実績の報告書というのはそれぞれ16か所から提出されているのか、それはいつ頃提出されるものなのか、当然活動が終わってからだと思うのですが、活動してすぐということなのか、ちょっとその辺を伺います。

(商工観光課長) 実績報告ですので、年度が終了した後、全体の実績が、実際の活動が終了した後、登録の団体のほうから実際に領収書ですとか、こういったものを購入したか、その辺も含めて確認書類もつけて実際に申請いただいて、こちらのほうで確認しているというところでございます。

以上です。

(永沼) この実績報告書を提出すると同時に、補助金より少ない費用で活動ができた場合、返還するようなシステムになっていると思うのですが、補助金の返還はあったのかどうか伺います。

(商工観光課長) 総事業費に対して3分の2補助しているというような形ですので、確定額ということで返還等はいただいていないです。

(永沼) そうしましたら、次に同じ103ページの花のボランティア育成活動事業についてですが、ボランティア活動、これもグループで申請されているのかどうか。

(商工観光課長) ボランティア活動につきましては、個人登録というものと、それ以外に団体登録という形でいただいているものがございます。全体で162名のボランティアの登録をいただいております。

以上です。

(永沼) 登録者、登録されているけれども、何人が活動されているかというの把握されていますか。

(商工観光課長) 個人ということでちょっと把握はしておりませんので、全体の中で延べ人数ということで活動については把握しているというようなところがございます。

(永沼) 市役所花壇や鴻巣東口花壇など活動場所となっておりますが、そのほかの活動場所について伺います。

(商工観光課長) それ以外に吹上支所、吹上生涯学習センター、吹上保健センター、ケヤキ通りポケットパーク、本町4丁目の代替地、おおとり公園の向かい側にある小さなパークというのでしょうか、公園というのでしょうか、そちらのともとも再開発の代替地だったところなのかもしれませんが、そちらをやっております。

(永沼) 花のコミュニティづくりと花のボランティア、これにおける効果と課題があるのかどうか、その辺をお聞きします。

(商工観光課長) ボランティア活動等を通じて地域のコミュニティーづくりに大変貢献しているものと思っております。コミュニティーの中でさらに仲間を増やしていただくということと、花のまち鴻巣を大きくPR、アピールしていただくという効果も大変な一つの効果というふうに評価しているところがございます。

また、課題でございますけれども、コロナ禍の中でなかなか思うような活動ができなかったというのが一昨年、昨年同様な状況でございます。それ以外に全体的な課題としましては、やっぱり会員の高齢化が進んでいるというところと、どうしてもやっぱり屋外での活動になりますので、天候等に左右されるところから、なかなか思うような活動が予定どおりできなかったりとか、日程によっては当然人数が集まらなかったりとかというようなこともございますので、その辺がやはり一つの課題というふうに考えているところです。

以上です。

(永沼) 次に、117ページ、自治振興課の防犯灯管理事業についてですけ

れども、ここにある器具修繕料というのはどのような修繕を行ったのか具体的に説明をお願いします。

(自治振興課長) 主なものとしましては、LEDからLEDに変更、あとはナトリウム灯球とかが切れた場合、ナトリウム灯球の変更、あとは防犯灯のプレートがあるのですけれども、それが不具合があってそれを修繕したと。あとは、電柱から電柱への移設、共架してある防犯灯をほかの電柱に移設したというものが主なものでございます。

以上です。

(永沼) 次に、防犯灯の点検委託がありますけれども、これの具体的な内容について伺います。

(自治振興課長) 具体的な内容につきましては、防犯灯の目視点検であったり、支柱の状況の確認、ハンマーによる打撃試験などが主な内容となっております。

以上です。

(永沼) この防犯灯点検委託については、毎年行われていると思うのですが、鴻巣市全体なのか、割り振ってやっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

(自治振興課長) 計画的に全体で行っております。

以上です。

(永沼) 全体でやっているということですか。

(自治振興課長) 全体で行っております。

(永沼) 1年間で全部の防犯灯に行って目視点検等を行っているということによろしいのですね。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時23分)



(開議 午前9時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) 大変すみませんでした。  
エリアを分けて4年間で行っております。

以上です。

（永沼）分かりました。

これ最初に聞けばよかったのですけれども、防犯灯の設置数についてですけれども、令和元年からこの3年にかけてどういう状況なのか伺います。

（自治振興課長）まず、設置数でございますが、令和3年度末では1万217基、令和2年度末では1万118基（令和4年9月16日開催令和4年9月定例会市民環境常任委員会会議録P. 1「1万188基」に発言訂正）、令和元年度末では1万186基となっています。また、設置数につきましては、令和3年度は38基、令和2年度は33基、令和元年度は57基でございます。以上です。

（永沼）次に、161ページをお願いいたします。161ページの上のほうにありますけれども、後期高齢者健康診査委託料についてですが、これはちょっとまとめて健診についてですけれども、令和2年は4,541人、人間ドックについては令和2年度は249人、そして脳ドックについては令和2年度は36人というふうになっておりましたけれども、令和3年度については何人になったのか、そしてその令和3年度の目標数はどういう形で目標としていたのか伺います。

（国保年金課長）まず、健康診査ですけれども、こちら令和3年度の実績につきましては6,523人となります。一応目標数ということなのですが、予算上7,700人分ということで予算のほうを確保しております。

続きまして、人間ドックにつきましては、令和3年度の実績が276人、こちらは目標としましては400人。

続いて、脳ドックにつきましては、令和3年度が46人、目標人数につきましては60人となっております。

以上です。

（永沼）健診については、令和2年度に比べて令和3年度増加しているなという感じがいたします。感じというか、しておりますが、今コロナ禍の中でどのような取組と状況なのか、その辺を伺います。

（国保年金課長）令和2年度につきましては、コロナの受診控えという

ことで保健事業全体的に受診率等は下がっております。令和3年度につきましても、回復傾向ということにはなっておりますが、まだ令和元年度までの実績までは至っていないというような状況になっているかと思いますが、健診等につきましても疾病の早期発見ですとか早期治療というふうな目的がございますので、今後も被保険者の方々に周知、啓発のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

(永沼) 飛びまして、239ページになりますが、環境課の環境衛生委員活動事業の中の環境衛生委員報償金でございますが、現在環境衛生委員は何人いらっしゃるのか。要綱的なものでいくと50世帯に1人の基準というふうになっておりますが、その点について伺います。

(環境課長) お答えします。

まず初めに、先ほどのくみ取り便槽からの転換の件数なのですけれども、1件です。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が35基になります。

それでは、環境衛生委員の人数についてお答えさせていただきます。こちらにつきましても、委員ご指摘のとおり、おおむね50世帯に1名の割合で選出されておまして、令和3年度につきましても735名になります。

以上です。

(永沼) これの50世帯というのは、自治会に入っている人、入っていない人、全部含めての50世帯ということなののでしょうか。

(環境課長) 一部の地域は全て入っているような地域もあれば、また一部の地域では全ての方、入っている方、入っていない方も含めてというところもあると認識しています。

以上です。

(永沼) 先ほどの令和3年の4月1日の世帯数でいきますと5万1,065世帯なのです。それを50で割ると1,021人というのがこの環境衛生委員の人数になってくるかなど。計算的にはですね。この差について今どのようなお考えなのか伺います。

(環境課長) お答えいたします。

こちらにつきましては、本市のほうは合併した経緯もありまして、それぞれ鴻巣地域、吹上地域、川里地域にお住まいの方のさらにその地区によって選出されている方から環境衛生連合会が組織されていると思うのですが、一部の地域においては昨今自治会に入られていない方がお住まいのような地域もありますので、そういったことから全ての世帯からではなくてそういったところを除いたところから選出された方の合計の人数になっているのかなと考えています。

以上です。

(永沼) 環境衛生連絡会は、先ほどの自治会で質問したときに連合会というのが10地区あるということで、この環境衛生連絡会も10地区の地区ごとに地区連絡会を組織することができるという規定になっています。できる規定なので、できていないところもあると思いますが、現在何地区が連絡会ができていますのか伺います。

(環境課長) お答えいたします。

こちらにつきましては、市内を10地区に分けて構成をされています。こちらのうち、10地区のうち地区連絡会のほうがあるのは、鴻巣、赤見台を除く8地区になります。なお、この8地区につきましては、箕田、田間宮、松原、馬室、笠原、常光、川里、吹上になります。

以上です。

(永沼) 衛生委員の報償金というのが8,000円だと思うのですが、その支払い方法について伺います。

(環境課長) お答えいたします。

報償金の支払いにつきましては、鴻巣、赤見台地区は直接自治会へ、その他の地区は各地区連絡会にまとめて振込をさせていただきまして、連絡会のほうから所属する環境衛生委員へお支払いのほうをさせていただいている状況です。

以上です。

(永沼) 振込の時期というのを教えていただけますか。

(環境課長) 各地区によって申請の時期が異なりますので、それぞれの

地区から申請をいただいた後にお支払いをしていただいている状況です。

以上です。

(永沼) 245ページをお願いします。商工観光課の前というか、住宅用新・省エネルギー機器設置費補助金の関係なのですけれども、この補助金の利用件数とその対象機器別の件数というのを伺います。

(環境課副参事(山崎)) お答えします。

補助金の利用件数は59件でした。そのうち対象機器別件数は、家庭用燃料電池が14件、太陽熱利用システムが1件、蓄電システムは44件となります。

以上です。

(委員長) 永沼委員、あと5分程度になります、残り時間が。よろしくお願いいたします。

(永沼) 時間もなくなってきたので、飛ばします。267ページをお願いします。267ページにあります電算機器システムソフト借り上げ料というのがあるのですけれども、令和2年度決算に比べて半額になっているのですが、この辺の理由というのを伺います。

(農業委員会事務局長) 永沼委員の質問にお答えいたします。

令和2年度決算に比べ半額になった理由でございますが、鴻巣市農家台帳地図システムの機器等賃貸借契約が5年経過し、契約期間が満了となったことによるものでございます。契約期間は、平成28年10月1日から令和3年9月30日までであり、令和2年度決算では1年分の222万9,480円を支出したのに対して、令和3年度決算では6か月分の111万4,740円を支出したものでございます。

以上です。

(永沼) 275ページをお願いします。藻刈りしゅんせつ補助事業なのですけれども、これの作業人数またはグループ数というか、その辺を伺います。

(農政課長) まず、作業を実施している団体なのですけれども、土木組織であったり、自治会などがこの作業に取り組んでおります。令和3年



度の活動実績なのですが、藻刈りの申請件数が18件、作業人数が695名、しゅんせつの申請件数が15件、作業人数が465名となっております。以上です。

（永沼）この補助金の交付方法というのはどのようになっているのか教えていただけますか。

（農政課長）交付につきましては、1年間を通しまして随時窓口で申請を受けております。1事業に対して年間で2回以上藻刈りなどを実施したとしても1回分の申請となっております。申請を受けた後に実施状況が分かる書類を添付していただいて申請し、その後審査をして速やかに交付というような流れとなっております。

以上です。

（永沼）少し飛ばしまして、327ページの防災訓練事業についてですが、今回の防災訓練を行ったことによるよかったことと、あと課題について、このコロナ禍の中でどのようなことを実施したのか伺います。

（危機管理課長）昨年度の防災訓練は、令和元年の東日本台風を基に災害対策本部の災害対応図上訓練を実施いたしました。大型台風の水害対応を各部署で検討するとともに、次の災害対応の基礎となるような訓練を行っております。よかったところといいますと、多くの災害対策本部員だけではなくて各部署の所管している職員にも災害対応について検討していただくような機会を設けました。

以上でございます。

（永沼）次に、同じ327ページの自主防災組織等支援事業についてですが、予算に比べて減になった理由について伺います。

（危機管理課長）自主防災組織の資機材整備費補助金の申請件数がコロナ禍であったため想定よりも少なかったことが一番の原因になります。以上です。

（永沼）同じ327ページなのですが、予算上では防災意識向上事業というのがあったのですが、これ計上されていないのですが、実施されなかったということなのか、一応その辺を伺います。

（危機管理課長）昨年度は、令和4年2月12日に開催予定でありました

自治会長研修会と併せて防災講演会を開く開催予定でございました。コロナ禍であるため研修会が中止となり、実施をしなかったということになります。

以上です。

（永沼）研修の関係でしたけれども、例えば今後コロナ禍の関係でズームで行うとか、そういうことを検討しなかったのかというのを伺います。

（危機管理課長）こちらについては、講演者、東北の東日本大震災を経験した方を講師として招いておりましたので、そこについてはちょっとズームというのは対応できなかったのが現状でございます。

（大塚）それでは、何点か伺いますが、ちょっと時間を効率的に使うために歳出のほうから伺いたいと思います。

商工観光課、ページは90ページにあります。内容としては、にこのすであります。賑わい創出交流拠点整備事業です。この館につきましては、ご存じのように本年4月1日にオープニングセレモニーが行われました。3年度の決算の中においては、この事業費の84%が工事請負費、いわゆる工事の分となっております。そこで伺いたい内容ですが、既存の建物を改修した内容となっているはずですが、実際に予定していたようなつくり、いわゆる構造上ですね、建物として仕上がったのかどうか、言い換えればその満足度について伺います。

（商工観光課長）お答えいたします。

予定していた工事等につきましては全て終了したというところで、実際に工事を終了した後、指定管理者の方がその後実際に使用中で、厨房の棚がちょっと少ないというところでそういった要望があったりですか、そちらにつきましては、毎月定例の会議等を指定管理者と行って情報交換する中で、実際の施設の現在の状況ですとか、お客さんの声ですとか、そういったものについて聞く中で対応させていただいておりますので、満足度というところであれば満足しているということでございます。

以上です。

（大塚）よく一般住宅もそうですけれども、予定していたものを建てて、

実際に使い始めてみると、少し物足りないなどか、こんな予定ではなかったはずだというのが時々あるのです。今答弁の中では棚イコール収納が少し不足しているようなところもあったと。これは館を運営する側のいわゆる見解、見方であります。例えばもうオープンして半年近くがたちますので、利用者の意見というか、捉え方、感想等の中で、ハード面だけでも結構です。ソフトもあればですけども、こんなような要望だとか、こんな希望だとか、そういうことは把握されているでしょうか。

（商工観光課長）利用者につきましても直接アンケート用紙というのをご用意しております、その中でいただいた要望としては、女子トイレがちょっと狭いというところで、かなりちょっと出入りがなかなか大変だというようなご意見をいただきました。そのご意見に対しまして、鏡等をつけることによってちょっと錯覚ではないですけども、中を広く見せるような工夫等を指定管理者のほうでしていただいているということでございます。

以上です。

（大塚）まだ1年未満の館でありますので、今後に期待をして次の質問に参ります。

続きまして、環境課が所管する、ページからいきますと254ページから258ページにかけてであります。当初お示しした金額等がちょっと一部間違っているというか、訂正をしながら質問をしたいと思えます。例えば可燃、不燃ごみの収集運搬費用として全額、全部の金額でいきますと、昨年と比較すると760万円の増。おおよそですね。同じく可燃、不燃の処分に関しては、昨年との比較で530万円の減。続きまして、資源物の収集運搬に関しましては、昨年の決算との比較では110万円の減。資源物の処分については、昨年との比較で70万円の増というふうになっているかと思えます。また、本来比較するのは、昨年の決算よりも本来は3年度の予算のほうがより確定した数字になると思えますので、予算との比較で申し上げますと、可燃、不燃の収集運搬が360万円の減、可燃、不燃の処分が337万円の減、資源の収集運搬が153万円の減、資源物の処分につきましては568万円の増という比較した数字となりました。これは、今申し

上げたのは事業費の総額の比較であります。この総額の中では増であったり、減であったりというのが実際の数字として計算すると表れてくるわけですが、それぞれ4事業について、担当課としてどのような判断をされ、結果としては3年度の決算の検証ということでまとめた形で答弁を求めたいと思います。

（環境課長）大塚委員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、可燃、不燃ごみ収集運搬の関係でございます。こちらにつきましても、主な要因として考えられるものにつきましては、前年度から収集運搬業務委託に関する単価を見直したことによるものと考えております。

続きまして、可燃、不燃ごみの処分につきましては、まだ現在コロナ禍ではありますが、徐々に元の状況に戻りつつある中で、不燃ごみの処分量が減ったことにより処分費用も減ったことによるものと考えております。

続きまして、資源物の収集運搬事業についてですが、こちらにつきましてもプラスチック製容器包装資源類の収集単価を統一し、そちらの収集運搬委託料については若干上昇しているものの、市内の一部の地域で資源回収の収集量が減少したことにより資源回収委託料が減額したことによるものと考えております。

最後に、資源物の処分に関しましては、こちらにつきましても資源物の中の粗大ごみに関して、不用品を出される方が多く、そちらが増加したことによる増額と考えております。

以上です。

（大塚）実は、過日行われた本会議の中で、市長の所信表明の中で私も1点だけ質問したのは多分記憶にあると思うのですが、今後市民生活の中で通常でいうごみと言われるものについては分別をこれから進めるのかどうかというのを伺いました。結果としては、分別等については今後も推進していくというのが市長の答弁だったと思います。一般的には、分別を進めるとどうしても費用負担が増えるというのが一般的な捉え方だと思います。それを含め、3年の決算も含めでございますが、今

後においても分別の推進をしていくということについての捉え方、どのように考えているか、その点を伺います。

（環境課長）お答えいたします。

本市では、現在5種15分別により市民の皆様に協力をお願いしております。分別の徹底を進めることにより資源化の向上が図られ、このことは環境への配慮や処理施設の長寿命化にもつながり、大変重要なことであると考えております。今後とも市民の皆様、事業者の皆様に協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

（大塚）次の質問に移ります。

262ページ、264ページに記載されてあります商工観光課が所管する勤労青少年ホーム事業であります。鴻巣勤労青少年ホームにつきましては、昨年との決算の比較では77万円の減、吹上の勤青につきましては昨年との比較で14万円の減という数字になっていると思います。ご存じのように、鴻巣勤青につきましては中央公民館、吹上勤青につきましてはコスモスアリーナ吹上との複合というか、共同体になっておりますので、非常に管理も、それから経費の案分もちょっと難しいところがあるかと思いますが、実際には決算額が減となっておりますので、当初予定していた事業については予定どおりだったのか、その達成度について伺います。

（商工観光課長）まず、鴻巣勤労青少年ホームの77万円減ったまず一番の原因でございますけれども、こちらは施設の老朽化がございまして、令和2年度は講習室と料理室における空調が故障したというところでエアコンを購入しております。こちらが大体82万ぐらい実は案分で負担しておりますので、翌年の令和3年が備品購入等、こちら備品購入だったのですけれども、等がなかったというところでその差額が一番大きかったというところでございます。

あと、満足度というところでございますと、やはりコロナ禍で講座が実際にできなかったというふうなところもございましたので、館の運営としてはなかなか厳しい状況があったのかなというふうにご覧しております。

次に、吹上勤労青少年ホームのほうでございませけれども、こちらにつきましては指定管理料ということで支払っておりますので、実際に今先ほどお話しした新型コロナウイルス感染症拡大によりまして臨時休館した部分がございました。その分の補填という形で行ったものが大きなところでございます。こちらにつきましては、それ以外の指定管理者が実際に行っている施設等についても一律全庁的に対応したというところがございます。

以上です。

（大塚）勤労青少年ホームの目的自体は、ある程度限られた年齢の方が利用対象者である。それから、昔というか、当初と今はちょっと時代が違うので、勤青の目的自体が多分違ってきているとは思いますが、そうはいっても様々な利用の形態が可能な部屋なり設備、施設があるわけです。この勤労青少年ホームの捉え方として、今後どのようなことを目標とかテーマにして運営、いわゆる事業を進めていくのか、その点について何かあれば伺いをいたします。

（商工観光課長）委員おっしゃるように、かなり社会情勢といたしますか、当初勤労青少年ホームを設置した目的としましては、やはり当時まだ中小企業ですとか、小規模事業者、個人事業者等の福祉に関する施設というのでしょうか、リラクゼーションですとか、いろんな講座等を提供する場がなかなかない中で、やはり行政としてそういったものの社会福祉を提供していくという目的が当初あったのだと思います。その中でも特に青少年ということで35歳未満の方が対象になると思いますが、そういった方に対しての提供というところがございましたけれども、現在いろんなスポーツトレーニングの施設ですとか、それ以外にいろんなカルチャーセンターですとか、そういったものが実際にできておりますので、なかなか実際にそういった対象の方が使われるということは正直厳しいところが今現在としては見えているところでございます。ただ、一方で、施設としては勤労青少年ホームというところで今活動はしておりますので、講座については今現在も実際に行っているというところで、それらについては今後また実際の状況等を見ながら、今後検討、検証してまい

りたいと思っております。

以上です。

(大塚) 次の質問に参ります。

農政課です。274ページ、事業名は用排水路改修事業に当たります。昨年との比較では470万円ほど増えていると思われれます。初めに伺いたいの、用水路、排水路、本来別々な、場所によっては兼ねているところもあるかと思いますが、用水路と排水路の割合についてはどのように把握をされているでしょうか。

(農政課長) 本市が管理している農業用の用水路、排水路、あと用排兼用があるのですけれども、この総延長については実は把握ができていないのが実情でございます。では、どこが市が管理している農業用の用排水路なのかということなのですけれども、市以外で管理されている農業用の用排水路につきましては土地改良区が管理しているものがございしますので、土地改良区が管理していないものが市が管理している農業用の用排水路ということで捉えております。総延長につきましては、先ほど申し上げましたとおり把握できていないのが実情でございます。

以上です。

(大塚) 分かりました。部が違うので、これ以上は求めません。ただ、いわゆる排水機能を持った水路が排水路という位置づけで捉えたときに、例えば水害対策としては当然重要な施設になると思うのです。そうなってくると今後どのような形で、用水も本来そうなのですが、排水だけに限って言えば、今申し上げたように災害対策という観点から見たときにしっかり計画性を持ってやるべきかなと思いますが、これは農政課が所管している用排水路改修事業に含まれるという認識でいいのか、先ほどの答弁のように担当課が違うという認識なのか、この点はいかがでしょうか。

(農政課長) まずもって鴻巣市側の視点なのですけれども、用排水路等の改修の実情なのですけれども、地域からの改修要望、要するに水路に不具合があるというふうなところから要望を受けまして、現地確認の上、必要に応じて改修をさせていただいているというふうな状況がまず1つ

ございます。ですので、水路に不具合がある状況というものを我々のほうで確認というのはなかなか行き届かないところがありますので、その点については地域からの情報提供によって順次改修を進めているというところでございます。一方で、土地改良区が管理している水路につきましては、土地改良区につきましても適正に維持管理されておりました、順次不具合があるところは県などの補助事業を活用して改修などをされておりますので、適正に管理しているものというふうに認識しております。

あと、水害対策なのですが、こちらは雨水排水の役割も当然兼ねておりますので、実情を見極めながら、要望がございましたら必要に応じて順次改修していくようなことになることを想定しております。

以上です。

（大塚）次の質問に参ります。

商工観光課であります。280ページ、空き店舗対策事業についてです。具体的に3年度の実績としてどんなことが挙げられるのか、この点はいかがでしょうか。

（商工観光課長）空き店舗の3年度の状況についてお答えします。

予算的にも1件、上限で50万という補助金になっておりますけれども、昨年度につきましては3件実は申請いただいております。うち1件の方が満額を支給がなかったところから、ちょっと150万から端数が出ているような状況となっております。

以上です。

（大塚）3件の対象件数でありますね。そうすると、上限50万という金額の限りはありますが、結果、今現在その3件についてどのような判断というか、十分な補助だったのか、事業としては成功しているかどうか、その点は検証はされているでしょうか。

（商工観光課長）お答えします。

実際3件申請していただいた事業の中身なのですが、1つが眼鏡の販売をされている方がいらっしゃいます。こちらは、特に普通の眼鏡を販売する以外にもスポーツアスリート向けの眼鏡等を作る反射神経を



はかる機械ですとか、そういうのを導入したというような、ちょっと眼鏡の販売でも特殊なところを使っているお店がございました。もう一つが放課後デイサービスということで、デイサービス、放課後子どもを預かるような施設等を扱っているところ。最後は、高齢者向けにコミュニティサロンという形で、高齢者を集めてサロンという形でいろんなことをやったりですとか、その中でお茶を出したりする施設ということだけでいただいております。実際にその効果というか、あれなのですけれども、実際にお店等を近所に伺った際には、状況等を実際にお話を伺うところまでは実際してはおりませんけれども、その後も営業していただいているというところと、実際にその後の商売の状況というのはちょっとなかなか把握できないところございますが、順調に今でも営業されているというふうに認識しております。

以上です。

（大塚）冒頭申し上げたように、戻りまして歳入のほうについて2点について質問いたします。

初めに、58ページ、環境課です。ここでは資源回収販売収入というのが明記されております。昨年との比較では799万円、約800万円の増という金額になっています。この増えた理由について伺いますが、例えば幾つかある品目ごとの単価に違いが出たのか、あるいは回収した量自体が違っていたのか、この点はいかがでしょうか。

（環境課長）大塚委員のご質問にお答えいたします。

こちらの資源物の販売収入に関しましては、収入が増加した理由としましては、令和3年度におきましては収入品目の中の特にアルミ缶の売却単価のほうで1キロ当たり対前年度比で約50円程度増加したことが主な理由と考えております。令和3年度と2年度を比較した場合、瓶類以外について収集量に大きな変化はありませんでした。しかしながら、収集量が多く減った瓶類については、売却の際に逆有償とマイナスが減る分手元に残る分が多くなるのですけれども、前年度と比較して販売収入が増えたことにつきましては、収集量は減額しているものの、逆有償が減った分と一部の売却金額が高い品目があったことが要因と考えておりま

す。

以上です。

（大塚）ただいまの答弁の中で一部逆有償、いわゆる売りたいくても売却益には反映されないということでありましたが、再質でも聞きましたけれども、そうはあっても分別収集は今後も続けていく、逆有償についてですね、その点はそれで間違いないかどうか伺います。

（環境課長）お答えいたします。

委員ご指摘のとおりです。

以上です。

（大塚）最後の質問です。ページが24ページ、商工観光課が所管する鴻巣駅東口駐車場使用料についてです。昨年との比較では1,253万円が増えています。この内容について伺います。

（商工観光課長）その金額の差額についてということで、原因等についてお答えさせていただきます。

令和2年度のまず利用台数でございますが、75万6,544台実際に駐車場としてご利用いただいております。令和3年度の利用台数としまして81万5,051台実際に駐車場としてあちらについては利用いただいております。純粹に利用台数が増えたというところが一番の収入の差だと思います。実際に令和2年度につきましては、当然委員さん皆さんご承知のとおり、新型コロナウイルス等により実際に利用者が減ったというようなところで、その後3年度に向けて順調に台数等についても回復したというところで収入も増えたというところが原因というふうに考えております。

以上です。

（大塚）令和3年度の実績の中で81万5,000台程度。この中で、あそこの東口にある唯一の変った特徴というのと、電気自動車の充電設備がありますね。具体的に電気自動車の設備を利用した回数というか、件数、これはお分かりになるでしょうか。

（商工観光課長）令和3年度でいいますと、あちらの充電器を実際に利用した件数でございますが、3,199台になっております。

以上です。

(大塚) 全体の数からすると微々たるものだなという感じがしますが、そうはいっても今現在市内にある充電ができる設備ということになると、民間の場所以外ですと、おおむね公共、準公共でいきますと東口の設備だけかなと私は思っているのです。これ、これからのことも含めてなのですが、例えばこの敷地の中にある防災備蓄センターの横にも充電設備がつけましたというのが我々も視察をさせていただきました。ただ、あそこは今市が抱えている電気自動車のための充電設備であります。2基あって、1台は建物に戻せるタイプ、それからもう1台はソーラーパネルで受けたものを自動車を受けるタイプになっているかと思うのですが、電気自動車が普及するだろうといういろんな情報がある中で、私の個人的な感想では、あまり所有者が、いわゆる台数が増えていないのかなという気もするのです。とはいえ、いわゆるゼロカーボンシティ等々も含め、環境に配慮した生活をこれから営む目的を持っているわけですから、そういう意味では電気自動車も増える可能性はあるのだろうなと。ところが、今冒頭申し上げたように充電できる設備自体が整っていないとなかなか、いざ車を買っても、用意してもどうするのというのが、個々の家庭でつければいいのですが、それにもお金がかかりますので、今後の方向性として、充電設備の拡充については、鴻巣市として、課でいえば今は東口の駐車場ですが、本来は環境課がある意味関わるわけなので、いわゆる市として今後充電設備の捉え方、考え方について、もしあればお伺いをしたいと思います。どうでしょうか。

(環境経済部長) それでは、今のご質問のほうにお答えいたします。充電設備のほうなのですが、普通充電になりますと今大体5時間から8時間、急速充電というのが200ボルトでやると30分から40分ぐらいという時間がかかるような形になっております。また、委員おっしゃるとおり、公共施設とするとエルミの駐車場の1か所のみ。そのほかの市内の箇所数といいますと、公式な資料ではございませんけれども、インターネット上で見ると約15か所ぐらいあるというような形で、市全体の充電ステーションの部分というのの数というのはまだまだ少ないなというところは認識しているところでございます。また、やはりゼロカーボ

ンシティを宣言し、脱炭素社会に向けた取組を推進するというのが環境経済部としての動きになってまいりますので、そういったところ、ただ電気自動車に関しては技術革新等、また社会情勢、国、県の動向等を見定めながら、調査研究しながら市内で増やしていくかどうかというところを見定めていきたいと今考えている状況でございます。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時10分)



(開議 午前10時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) それでは、議案第56号について質疑をいたします。今回は一般会計決算の歳入のほうに重きを置いて質疑をさせていただきます。

まず、16ページの森林環境譲与税についてなのですが、これはパリ協定目標達成に向けて2019年、令和元年度から創設されたと聞いておりますが、今決算の977万6,000円の算出根拠についてお聞きをいたします。

(農政課長) お答えいたします。

国がお示ししております譲与基準につきましては、私有林人工林面積が市町村配分の10分の5、林業就業者数が10分の2、人口割が10分の3という割合で案分されておきまして、これにより市町村が譲与を受けているところでございます。私有林人工林につきましては、森林資源現況調査に基づく数値を採用し、林業就業者数につきましては農林業センサスの数値を採用し、人口につきましては国勢調査の人口を採用し、譲与税が算出されているところでございます。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、本市はやはり秩父地域のほうとかと比べると非常に譲与税の額が低めと言わざるを得ないという状況でしょうか。

(農政課長) 本市におきましては、まずもって私有林人工林の面積はゼロヘクタールとなっております。令和3年度の譲与税におかれましては、林業就業者数、これは3名というところになっておりますので、確か

に委員おっしゃるように森林が多くあります自治体から比べますと鴻巣市におきましては、林業就業者数と人口により配分されておりますので、譲与額に大きな開きがあるものと考えます。

以上です。

（羽鳥）了解しました。

それでは、次の32ページ、新規就農総合支援事業費の補助金の内容と対象について、この225万円の内容と対象についてお聞きいたします。

（農政課長）お答えします。

この事業なのですけれども、次世代を担う農業者となることを目指す原則50歳未満の認定新規就農者に対して年間最大150万円を5年間補助金として交付することが事業というようになっております。申請の要件ですが、申請時の年齢が原則50歳未満、常勤の雇用契約をしていないことなどとなっていることでございます。現在この事業を活用している本市の方につきましては、農業者2名でございまして、1名は平成28年の後期から令和3年の前期まで5年間活用されました。もう1名は、平成29年の後期から今年度、令和4年度の前期までの5年間の活用予定で現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

（羽鳥）2名とお聞きしましたが、この2名の中で225万円の内訳としてはどのような分配というか、配分なのでしょうか。

（農政課長）年間最大1名150万円と申し上げましたので、1名の方が150万円、もう1名の方の取組期間が昨年度の前期までということでしたので、150万円の半分の75万円。75万と150万を合わせましての225万という計算になります。

以上です。

（羽鳥）新規就農者、このような制度があるということで自ら募集に手を挙げたのか、それとも農政課または市のほうから探し出して働きかけたか、どちらかまずお聞きいたします。

（農政課長）新規で新たに就農されたいという相談を年間数件受けているのが実情でございまして、その中で事業の実現性と言ったらいいので

すか、就農の実現性がある、ないということにつきましては、聞き取りを個別に行った上で、その実情に応じてこの事業に取り組むことが相当であろうというような判断させていただいたときには国とかの補助事業をご案内させていただき、その中で本人の聞き取りなどを行った上で、実現可能ということで判断させていただいたときに限ってこのような補助制度を活用して就農に取り組んでいただいているような状況でございます。

以上です。

（羽鳥）この2人のうちのちょっと私1名のほうは見当つくのですが、Uターンの形で就農されると思っておるのですが、今Iターン、Uターンとかという形で新しく新規就農したいということでサラリーマンから転業して農業に就かれる方が若い方でもたくさんいらっしゃるように見受けられます。そういう点、埼玉県鴻巣市といたら、近郊農業として非常に東京にも近くて、野菜からお米から輸送の距離が全く少なくて済むという好立地な条件ですよね。そういう点において担当の農政課のほうからもっともっと、新しく農家になりませんかという働きかけというのは今後されていく考え方はないのかお聞きをしたいと思います。

（農政課長）就農に至るあっせんというか、PRというか、そういったご質問かと思うのですがけれども、一番この新規就農で課題というふうには認識しているものの一つが農地でございます。農地につきましては、そもそも我々サラリーマンというか、農業以外の方が農地を取得するということがまずもってできないというハードルが1つあるのと、そういった方につきましては就農するに当たっても農地を今度借りるというふうなことになってくると思うのです。さらには、農地をゼロからスタートしようとする、今度従事しようとするときの機械であったりだとか、知識や経験というものが無い状況からのスタートになってきますと、その時点でなかなか、実情をご説明すると、就農しようと思ってもなかなか実態としては難しいのかなというところで手を下げる方もいるのも実情でございます。そうはいうものの、実際にそれを聞いた上でも取り組みたいという方々につきましては、その都度、市だけではなくて埼玉県

などと連携をして就農に向けた相談業務、さらにはその後すぐに就農ということではなくて一時的な勉強をする期間、場所なんかもございますので、そういったところにご案内させていただきながら、就農に向けた支援をさせていただいているのが実情でございますので、こちらのほうからどうですか、どうですかというのはなかなか、実はハードルが高いので、申し上げることが難しいのかなというところから、相談があった方々に対しては実情を把握させていただいた上で支援をしているというのが実情でございます。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、やはり市町村レベルでそういうふうに関わりかけするのが体力的に難しいというふうにちょっと理解したのですが、埼玉県として新規就農に対しては熱心さがいいのか、ぜひとも私これ、地方のほうは今一生懸命新規で就農してほしいという形でやられているので、もう家まで用意して、非常にいい条件で就農してほしいということで働きかけやっていますよね。埼玉県どうなのでしょう。そこを、副部長、お聞きいたします。

（環境経済部副部長（宇野））羽鳥委員のご質問にお答えいたします。確かに山崎課長がお話しされたように新規就農ということについては多くのハードルがあることは我々県としても、私もともと県の職員なので、把握しているところです。私自身もこの仕事に長く関わってきて、多くの方と聞き取りをしてまいりましたし、農業大学校等でも仕事をしたことがありますので、多くの方、農業に対する思いというのは十分把握しているつもりでございます。ただ、現状、先ほど申しましたように全く新規の方が農業を行うには多くの課題等がございますが、まずはいろんな形態があると思うのです。農家の方が、後継者の方がまた農家になっていただくようなこともあるでしょうし、全く新しい方が農業に取り組まれるということも今後あり得ると思います。県のほうでもあまり有効な補助金がないのが正直実情でございますが、県のほうでは明日の農業担い手育成塾という新規就農者の育成のソフト事業もございますので、あと国の事業も若干ございます。そういったものを活用しながら、その

方に合ったプランというのを、これはもう正解というものはないので、伴走しながらその人ごとに、またその状況、段階に応じてプランをお示ししながら、その都度、最終的にはやっぱりもうけることが最終的な目標ですし、その方が幸せに子育てをしていくようなことを鴻巣市であれば根づいていくのが最終目標だと思いますので、そういった方というのはなかなか公式等ございません。ですので、そういった方がもしいらっしゃれば県も市も関わり全力で支援を、サポートしていきたいということは、個人的な意見も含めましてですけれども、考えているところでございます。

以上でございます。

(羽鳥) それでは、次のは同じく32ページ、農地活用促進事業費の補助金の内容についてお聞きするのですが、これ関連もありますので、58ページ、農地活用促進事業費補助金の返還金の内容とともにお聞きをいたします。

(農政課長) それでは、32ページからお答えいたします。

農地中間管理事業の業務でございますが、埼玉県農林公社が行うこととなっております、本事業は。その全てに取り組むことがなかなか状況的に難しいことから、公社の事務の一部を市町村が引き受けている状況でございます。この事務の受託により農林公社からの補助金を受けているところでございます。市町村の支援内容でございますが、相談業務、書類の作成業務、申請書類ですね、の作成業務等でございます。補助金の使途につきましては、需用費、役員費、職員の時間外勤務手当、派遣職員の業務委託費などに支出することができることとなっております。次に、令和3年度の鴻巣市の歳入につきましては実績につきましては、派遣職員に充当させていただいたところでございます。(令和4年9月16日開催令和4年9月定例会市民環境常任委員会会議録P.1発言の訂正あり) 次に、58ページの補助金の返還の内容なのですけれども、こちらにつきましては中間管理機構に預けていた農地を合意解約、解約したことによりまして補助金の交付要件が満たされなくなったということによる返還となります。この交付要件につきましては、公社に貸し付けた場合は10年



間継続して貸し付けるものということを経営条件として協力金の交付を受けられたわけなのですけれども、この10年間の貸付要件が満たされなくなったというようなことから補助金の返還が生じたことによるものでございます。

以上です。

（羽鳥）この返還金なのですが、10年間の契約ですよね、貸付要件が。これなかなか10年間というと先が見えないですよね。結局は相続があった場合とか、そういう場合もありますので、そういうときの想定はされているのでしょうか。

（農政課長）基本的には、相続が発生した場合には、新たな相続人がおられますので、その方が引き続き公社に預けるものということで、新たな相続人のほうにこれまでの事情と今後の経緯についてご説明をしていただいた上で、承諾の下、引き続き公社に預けることを基本線として考えております。

以上です。

（羽鳥）相続が難航する場合は、一度この10年間の契約を破棄して新たに契約をし直すという形のほうが適切なのでしょうか。

（農政課長）おっしゃるとおり、相続、速やかにいく場合と、そうでない場合が当然あるかと思えます。速やかにいく場合はこれまでどおり預けていただけることがその相続を受けた方にとってもいいこともあるかと思えます。一方で、分割協議がうまくまとまらない場合につきましては、その土地を今度、まとまらなかったとしても、その土地をそうしたら権利を持っている方皆さんが管理しなくてはならないというようなことになってきますので、相続の権利を持っている方たちにも不都合が生じるものと考えておりますので、そういったまとまらなかった場合につきましては、その代表をどなたか1人を立てていただきまして、その方と引き続き貸付けの契約をするようなことを提案させていただいた上で、同意が得られれば引き続き公社に預けるものとしていることで現在進めております。

以上です。

(羽鳥) それでは、次の36ページの埼玉県防犯環境整備推進補助金の内容、98万3,000円についてお聞きをいたします。

(自治振興課長) お答えいたします。

内容といたしましては、パトロール用品の購入としましてベスト、帽子、腕章を購入したわけですが……

(委員長) マイクを近づけて……

(自治振興課長) すみません。パトロール用品の購入としまして、ベストと帽子と腕章を購入したものです。あとは、防犯カメラを6台購入した、それに対する補助となっております。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、自治会に対して配付しているのでしょうか。

(自治振興課長) 配付は、自主防犯パトロールグループのほうに配付しております。

以上です。

(羽鳥) カメラ6台の設置なのですが、これどの辺りにどういう要請の下につけられたのでしょうか。

(自治振興課長) 設置場所につきましては、鴻巣駅東口2台、北鴻巣駅東口1台、西口1台、吹上駅北口1台、南口1台に設置しております。ちょっと休憩で。暫時休憩。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時45分)



(開議 午前10時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) 設置の経緯としましては、警察と協議をして必要なところに設置をいたしました。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、この補助金を使って今後防犯カメラの設置は検討されていくのでしょうか。

(自治振興課長) 今年度6台また設置するわけですが、今後につきまし

ては、今年度末で24台の防犯カメラが設置をされるわけですが、今後につきましては、駅周辺のところにはもう設置がある程度完了したのかなということもありますので、今後についてはまた警察さんとの話し合いだったり、そういったことを通じて設置については協議してまいりたいと考えております。

以上です。

(羽鳥)各駅に2台ずつ設置されたというふうに理解しているのですが、この活用は実際ありましたか。

(自治振興課長)活用につきましては、警察からの照会がございまして、令和3年度につきましては5件、令和2年度につきましては3件の提供がございます。

以上です。

(羽鳥)このカメラのデータのほうは、基本的には1週間ぐらい保管が可能なのでしょうか。

(自治振興課長)データの保存期間につきましては、14日間となっております。

(羽鳥)了解いたしました。

それでは、次の40ページ、41ページ、多面的機能支払交付金の活用状況と、この事業に対する会計監査、どのようにされているかをお聞きいたします。

(農政課長)お答えいたします。

本事業につきましては、農地、農業用水路などの地域資源の保全管理を目的として、令和3年度は13組織、今年度におかれましては14組織が活動しているところでございます。活動の取組としましては、水路の泥上げや施設の点検などに取り組む農地維持活動、施設の軽微な補修や農村環境保全活動に取り組む資源向上の協働活動、水路の更新工事などに取り組む施設の長寿命化などがございまして、これらの取組は活動組織が構成員との話し合いにより活動内容を決めて取り組むこととなっております。活動内容は組織によって異なっているのが実情でございます。

会計監査につきましては、活動組織内に監査がございますので、市に実績

報告書を提出する前に毎年組織内でまずもって監査をしているのが実情でございます。その後、市に提出された実績報告書は当然我々のほうも内容をチェックして、必要に応じて組織に対して指導をしております。このほか、埼玉県によります経理指導というものを毎年実施しています。これは全ての団体ではなくて、必要に応じてと言った方がいいのですか、これまでの実績で申し上げますと、令和元年度は3団体、令和2年度は6団体、令和3年度は6団体、県の経理指導を受けております。このほか、関東農政局による抽出検査、これは会計実地検査と同等の検査と違ってよろしいかと思えます。抽出検査を5年に1回受けております。本市におきましては、平成26年度にこの抽出検査を受けておりまして、今年度も年度内に検査を受ける予定となっております。このほか、全国においては、国の補助金も当然投入されておりますので、会計実地検査も実施されているような状況でございます。

以上です。

（羽鳥）確認なのですが、国、県、市の補助割合というのですか、交付割合というのですか、その割合ちょっと確認をさせていただきたいのと、県のほうは経理指導、5年に1度関東農政局のほうから監査が入るといふふうに理解したのですが、実際これ何か問題があったから5年に1回どこの組織のほうに監査に来るといふのがあるのでしょうか。それとも、全くアトランダムに監査に入るといふことなののでしょうか。そこをお聞きいたします。

（農政課長）まず、交付金の負担割合なのですけれども、国が50%、県が25%、市町村が25%となっております。

関東農政局による抽出検査なのですけれども、これは5年に1遍受けるということでございまして、何か組織内における支出等において不適切なものがあったから検査を行うとか、そういうことではなくて、ランダムに行っておりまして、たまたま5年に1回、埼玉県であれば農林振興センター管内からどこかの市町村を抽出してランダムに行っているものというふうに認識しております。

以上でございます。

(羽鳥) 最後にちょっと確認なのですが、一番近い市としてどのようなチェックがされているのかをお聞きしたいと思います。

(農政課長) 実績報告書が提出された後に、活動記録、領収書などの帳票関係書類、金銭出納簿、預金通帳などをお預かりしまして、その整合性をチェックしております。その内容に分からないことがあったりですとか等がありましたら活動組織のほうに確認をして随時指導させていただいているところでございます。

以上です。

(羽鳥) では、以上で了解いたしました。

次、52ページ、農地中間管理事業受託収入による本市の職務は何かをお聞きいたします。

(農政課長) お答えいたします。

鴻巣市における職務なのですが、先ほどの答弁と重なることもございますが、埼玉県農林公社が本来であれば中間管理事業の事務を行うこととなっております。しかしながら、県内に公社は1つしかなくて、県内全ての市町村の事務を担うということが困難な状況から、市町村がその事務の一部を担うこととなっております。地権者が公社に貸出しをする際の契約関係書類、公社が耕作者に貸出しをするための契約関係書類の作成業務などの支援を行っております。さらには、地権者などからの相談業務、耕作者などからの相談業務も受けておるところが実情でございます。

以上です。

(羽鳥) 本来であると、どこのうちもそうなのではと思うのですが、農地の貸し借りの場合は農林公社を通して中間管理機構で借りてもらうのが適切かと思うのです。ただ、実際はそうでないのがやっぱり本市の実情でもあると思うのですが、そのおところはどの程度把握されているのかをお聞きいたします。

(農政課長) お答えします。

中間管理事業におかれましては、まずもって地権者が中間管理機構に農地を預けて、その後耕作者に貸す、いわゆる又貸し、転貸と言っている

のですけれども、このようなシステムになっているのですが、このほか相対で地権者間同士と言ったらいいのですか、そういった手続を経ずに貸し借りをを行っている方々も中にはいると思うのですが、中間管理事業を行うことによってこの事業の効果というものが農地の集約や集積などにもつながっておりますので、そういったところに結びつけるための一つの手段としてこのような事業を展開しているのも目的の一つとなっておりますので、市町村の役割としては、ただ単に事務の一端を担うということではなくて、後々に農地の集積、集約化を目指しているところをもございます。

以上です。

(羽鳥)この中間管理事業ができて非常に契約が明確化されたので、大変ありがたいと思っているのです。しかしながら、まだ旧態依然とした形でどこのうちにお貸ししますよと、気軽に貸してしまうと、そういうので契約内容なんかほとんどないわけです。もう明文化されていませんから。そういう点においてトラブルがないか、またはその辺りをどのように把握して、また管理しているのかを農業委員会事務局長に私はお聞きいたします。

(農業委員会事務局長) お答えいたします。

貸し借りが相対での貸し借りとかに……申し訳ありません。ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時56分)



(開議 午前10時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(農業委員会事務局長) 大変申し訳ありませんでした。

相対での貸し借りにつきましては、農業委員会ではそういうことも農業者のほうからあるという話は伺っておりますが、基本的には中間管理等の事業をもちまして正式な手続をしていただいているものと思っております。例えばトラブルとかがあった場合には、それぞれの地権者の中で

まずは解決していただくような形で、相談等がありましたら農業委員会として指導しているところがございます。

以上でございます。

（羽鳥）どこの地域でも大体貸手はいっぱいいるのです。貸したい方は。ところが、借手というのは限定されているのです。目ぼしい方が1名か2名ぐらいしかもう各地域いないと思うので。その方が発言権強いと、では借りてやるよと、借りてやるから、ではこれでいいやねと、それで契約が済んでしまうのです。そうではなくて、中間管理機構というすばらしい組織ができていますので、公平、公正な、そこを通す形を農業委員会では推奨されないのかお聞きします。

（農業委員会事務局長）なかなか借手、貸手の関係が難しい状況ではあることは分かっております。小さい土地、田んぼとか畑、あとは宅地回りの田んぼ、畑などではなかなか借手がない状況ではあります。ですけれども、農業委員会としましては、やはりこういった小さいところでも、地域の代表の方とか農業委員、あるいは推進委員さんがおりますので、こういった地域の代表の方を、話を通じて農業者にあっせんするような形で提案してまいります。

以上です。

（羽鳥）それでは、次の56ページ、コミュニティバス運行負担金における運行配慮ということでお聞きするのですが、この事業、2002年、平成14年の1月からフラワー号ということで旧鴻巣市、旧川里町で運行開始されたわけなのですが、大変利便性のいい公共交通機関ということで、いまだに川里地区のほうでは喜ばれておるのですが、工業会のほうが以前から協力を得て、社員の方も的確に通勤できるように協力金ですか、をいただいているわけなのですが、その点において市のほうとしてその工業会に対して運行の配慮をしっかりとできているかどうかをお聞きいたします。

（自治振興課長）運行の配慮ということがございますが、川里工業団地内への停留所の設置であったり、通勤時間帯に合わせたダイヤ編成ということがございます。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、工業会のほうからは全くもって不満というか、そういう要請、要望はないということによろしいのですか。

(自治振興課長) 川里工業団地工業会さんとは、協議を行いまして覚書を締結しています。

以上です。

(羽鳥) では、この十数年間(P. 40「約20年間」に発言訂正)全く問題がなかったということによろしいのですか。

(市民生活部副部長) それでは、覚書につきましては、平成28年に工業会のほうから、なかなかちょっと、当時寄附金という形でいただいていたので、会員への説明が厳しいと、難しいということで相談を受けまして、協議を重ねた結果、新たな覚書を、寄附金から負担金へ変更し、またその負担金についても1キロ当たりの運行経費から工業団地内を走行分の金額を算出するという形で新たに締結をしまして、今回負担金という形でいただいておりますので、工業会の会員の皆さんにもご理解をいただいているものと認識しておりますので、特にその後要望等はない形になっております。

(羽鳥) 私先ほど十数年間と言ったのですが、約20年間ということで訂正をお願いいたします。

(委員長) ただいまの発言の訂正にはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

(羽鳥) それでは、歳出のほうで1点質問いたします。

272ページ、道の駅整備事業の進捗についてお聞きをいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) それでは、お答えいたします。

道の駅の進捗状況につきましては、昨年度、事業用地の取得が全て完了したほか、管理運営候補者の選定に向けた募集資料の作成などを行いました。今年度につきましては、盛土造成工事の施工業者が決定したほか、管理運営候補者の募集に向けた最終準備を進めているところでございます。

以上です。



(羽鳥) そうしますと、募集業者のほうなどは大方予定者がいるのでしょうか。それとも、そういう指導もある程度担当部署としてされているのかをお聞きいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) 募集業者につきましては、昨年度、募集資料選定ですか、作成資料選定業務の中で、ある程度実績のある業者にサウンディングなどを行っております。そういった業者からは、複数の業者からは、そういった道の駅に対して興味を示している業者も複数いらっしゃるということはお聞きしております。  
以上です。

(羽鳥) 本市のこの道の駅の整備事業、後発組、大変遅かったほうなのです。だからこそ習熟した道の駅を造るべきだと思っておるのですが、その点についてどのような配慮、検討がされているかお聞きいたします。

(道の駅整備プロジェクト課長) それでは、お答えいたします。  
道の駅は、休憩機能や情報発信機能、さらに地域連携機能などを擁する道の駅となっております。また、近年近隣でも道の駅が計画されているところもありますが、鴻巣市としましては、基本計画におきましては花と農と健康を楽しむ、また管理運営計画におきましては、持続可能な道の駅とするために、女性とファミリー、こういったものをターゲットにしております。そういった中で、本市道の駅としてのしっかりとした特徴づけを行っていきながら募集をかけていきたいと考えております。

(羽鳥) それでは最後に、326ページの防災行政無線管理事業の内容について、説明のほうで有償の613台の防災ラジオのほうは3,000円ということでお聞きしたわけなのですが、このほかに無償のほうもあるということなので、そちらのほうの説明をいただきたいと思えます。

(危機管理課長) 現在のところ、有償貸与が完了しているのは581台(P.42「613台」に発言訂正)です。今後も公共施設等に配付を予定しております。  
以上でございます。

(羽鳥) 以前ちょっと説明で聞いたとき、613台が有償ではなかったのかな。3,000円で有償貸与。今、五百何台と聞こえたのですが。それととも

に無償のほうの貸与もあると思うので、それを確認したかったのですが、改めてお聞きいたします。

(危機管理課長) すみません。私の言い間違いです。有償貸与しているものが613台です。無償貸与が581台です。申し訳ございません。

(小泉) それでは、議案第56号について何点か質問させていただきます。初めに、110ページの交通指導員育成指導事業についてなのですが、これ新たに交通指導員というのは何人かいらっしやったのでしょうか。

(自治振興課長) 新たに交通指導員になられた方はお二人でございます。以上です。

(小泉) その2人というのは、追加で2人なののでしょうか、それとも誰かと入れ替わりというのですか、それで替わったのでしょうか。

(自治振興課長) お二人退任されまして、お二人新たになったということでございます。

以上です。

(小泉) 今後の予定というか、交通指導員さんも結構年配の方が多いのかなということで私認識しているのですが、子どもたちの通学を見守りしていただいているような人たちかと思うのですが、追加でそのような人を増やす予定とか、あと新たに勧誘する方法とかって予定はあるのでしょうか。

(自治振興課長) 現状では、現在の交通指導員さんを増やす予定としてはございません。交通指導員さんの勧誘方法につきましては、現状、前任者の方からのご紹介だったり、自治会からの推薦だったり、学校からの推薦となっております。新たに選任に当たりまして何かするというのも現状では考えてはおりません。

以上です。

(小泉) 今答弁の中で、新たにではなくて、次の担い手というのですか、それがいなかった場合というのはあったのでしょうか。自治体の中でも42人の中で、枠は42人と決まっているのかもしれないのですが、その中で次の担い手というのですか、その方がいなかったパターンという

のはあったのでしょうか。

（自治振興課長）現状、やめられた方の後任を探すのは結構苦慮しているところでございます。今のところは、今年度は当初なかなか見つけることはできなかつたのですけれども、何とか見つけまして、42人という数に一応戻したという状況でございます。

以上です。

（小泉）それでは、116ページの防犯灯管理事業、先ほど永沼委員のほうでも質問があったかと思うのですけれども、今現在1万217基設置しているということで、3年から令和元年の間で30から50本追加があったということだったので、新規で38本ということでもいいのですよね。先にちょっと確認です。

（自治振興課長）令和3年度の新規設置数としましては38基となっております。

（小泉）防犯灯についてなのですけれども、新たに道ができるとかという部分では新規で防犯灯が必要になるのかという部分はあるかと思うのですけれども、今ある現状の道路の中では、防犯灯については、今執行部のほうでは現状で間に合っているという認識でいるのか、それともまだここが足りないよという認識でいるのか、その辺の考えは今どうなっているのかちょっと教えてもらえればと思います。

（自治振興課長）なかなかちょっと答えづらい部分もあるのですけれども、市内を全体的に防犯目的で明るくするというのを考えれば確かに足りないのかもしれませんが、現状では、基本的には新規の防犯灯につきましては地元の市民の方からのご要望の下で設置しておりますので、現在の数字というものが適正というか、そこまでちょっと言いづらい部分はあるのですけれども、その数字なのだろうと考えております。

以上です。

（小泉）職員さんの中でやっぱり市内の方っていらっしゃると思うのですけれども、その中からここ暗いなとかという意見があつて設置したとかという経緯とかというのは今まであるのでしょうか。ここ最近の経緯で。今現状はもう大体あるというか、ついていると思うのですけれども、

ああ、やっぱりここ暗いなどかという部分で、昨年度でいいです。職員のほうからこういう提案があったとかという部分というのはあったでしょうか。

(自治振興課長) 特に職員からというのはちょっと聞いてはいないのですけれども、防犯灯が例えば切れていたりとかした場合には、職員からも切れていきますよというような情報提供はいただいているのですけれども、設置につきましては、例えば地元の方から職員につけてもらえないかみたいな話は何か以前ちょっと聞いたようなこともあるのですけれども、実態としてはちょっと把握はしていないというのが現状です。

以上です。

(小泉) その地元の方から声がかかったというところは、実際そこはついたのですか。やっぱりその辺の連携というのがうまく取れば、職員のほうでも地域の地域でここら辺暗いのだよなどかという意見を吸い出せれば、明るいまちづくりではないですけれども、防犯にもつながるのかなと思うのですけれども、そのケースというのは。あと、今後そのような要請というのは、そんなにもう必要はない本数なのかとは思いますがすけれども、その辺のことは考えているのか、その辺も含めて答弁お願いします。

(自治振興課長) すみません。先ほど職員のところのくだりなのですがすけれども、基本的に職員に言って設置するというわけではなくて、自治会等を通じて設置するというような形になります。あとは……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 16 分)



(開議 午前 11 時 17 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの羽鳥委員の質問の中での答弁で、危機管理課長の答弁の中で有償、無償の台数の訂正がございました。その訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

それでは、続けます。

（自治振興課長）防犯灯の設置等につきましては、設置基準もありますので、そこのご要望いただきまして現地等を確認して、適切であれば設置していきたいと考えております。

以上です。

（小泉）それでは、244ページの地球温暖化対策先導事業について伺います。

この事業内容と、この成果はどのようなものだったのか伺います。

（環境課副参事（山崎））お答えします。

地球温暖化対策先導事業は、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設から排出される二酸化炭素の排出量を削減し、使用するエネルギーの合理化を図る取組を率先して実施することで民間部門に対する先導的役割を果たすものです。主な事業としてLEDを導入しています。LEDの効果により年間電力消費量が削減されるものと考えております。

以上です。

（小泉）これ今後のテーマかと思うのですがけれども、私もゼロカーボンシティの宣言について一般質問とか、マイクロプラスチックについての一般質問させてもらったのですがけれども、今後、来年度とか、これから環境問題という部分はどんどん加速していくのかなという部分で、よりよい方向に行ければなど考えてはいるのですがけれども、来年度以降とか、具体的な案とか、今分かる範囲で、あるのであればちょっと教えていただければと思います。

（環境課長）お答えいたします。

昨年度、小泉委員のほうからも一般質問でゼロカーボンの関係ご質問いただきまして、ご答弁させていただいているのですがけれども、8月31日現在、全国では42都道府県、450市、20特別区、216町、38村においてゼロカーボンシティ宣言が表明されておりまして、県内でも63市町村のうち32市町において宣言がされております。国内のみならず全国でそうい

った脱炭素化の流れが進んでいる中で、あくまでも来年度に向けての想定なのですけれども、市民、事業者、行政が一体になってそうした脱炭素社会の実現に向けて取組を連携して進めていくとともに、市内だけではなくて、例えば近隣の市、町にもお声がけをさせていただいて、同じ宣言をしているので、同じような例えば啓発であったりとか、そういったものができるものと考えておりますので、市はもとより、できれば地域においてもできるものは連携して取り組んでいければと考えております。

以上です。

（小泉） それでは、次の質問させていただきます。

268ページの生産調整対策事業です。お米についてなのかなと思うのですが、その辺の具体的な事業内容をちょっと教えてもらえればと思います。

（農政課長） お答えいたします。

具体的な内容ということでございますが、米の市場価格の安定化や作り過ぎによる過剰米を少なくし、要は需要に応じた米の生産に取り組むことを目的として米の生産調整を行う事業としております。生産調整に取り組む計画といたしましては、生産者が毎年営農計画書を作成して、原則この計画に基づき作付を行っているものでございます。この営農計画書の配付や回収を地域の農事協力員が行い、この経費に必要な予算を執行しているところでございます。このほか、昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策等に伴いまして外食産業を中心とした米の需要減少により米価下落の影響を受けた農業者に対して、主食用米次期作支援助成金を交付したところでございます。目的といたしましては、コロナの影響により外食産業を中心とした米の需要減少により米価が下落したため、主食用米を生産した農業者を支援するとともに、今後も継続して営農に取り組んでいただくことを目的としたものでございます。この補助金は、耕地面積10アール、1,000平方メートル当たり3,500円として、上限の設定はございませんでした。実績につきましては、交付件数が757人、交付金額は3,227万9,500円となっております。

以上でございます。

（小泉）この主食用米次期作支援助成金、今ちょっと答弁いただいたのですけれども、イメージとしては作ったお米に対して10アール3,500円分、銘柄とかにもよるのかと思うのですけれども、それに対してお金を払うような約束をするというようなイメージなのか、それともそういうイメージで、これから未来の、未来のというか、もう今年度営農するには、毎年営農方法を出すというのですか、それをやっている中での来年度はこの米を作るので行政が買いますよというようなイメージなのか、イメージはそんな感じでいいのか、ちょっとその辺の詳細を教えてくださいませんか。

（農政課長）この事業の目的につきましては、あくまで営農の継続というものに主に重きを置いておりました。ですので、来期も水稲の作付を継続して行っていただくことが主な目的でございましたので、この単価3,500円の根拠なのですけれども、主に種苗代、いわゆる種苗の購入費を支援するものとして行っております。単価の根拠なのですが、国が行いました農業経営統計調査の令和元年度関東地域の種苗費、10アール、いわゆる1,000平方メートル当たりの平均価格が3,587円でしたので、この端数を切り取って種苗費の購入価格の平均価格を3,500円と設定して営農者に支援させていただいたというところでございますので、目的としましてはあくまで営農の継続ということで、来期の、来期というのは今年度ですね、に対して種苗代の購入費用相当額を支援させてもらったというようなところでございます。

以上です。

（小泉）では、未来、今後のための種苗を買って、その分のお金を出すので、来年もお米を作ってくださいねというようなイメージということではよろしいですか。

（農政課長）まさにそのとおりでございます。

（小泉）それでは、280ページのプレミアム付商品券支援事業についてなのですけれども、これは自ら申し込んでというあれだと思うのですけれども、その配付に対しての使用割合は全部消化できたのか、その辺につ

いて教えてもらえればと思います。

（商工観光課長）お答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、実際に販売した冊数から計算しますと、51万8,960枚、実際に市場において使われる枚数として数字が計算されるところです。一方、実際に金融機関等に持ち込まれまして使われた枚数としましては51万6,766枚となっております。実際に使用されるべき数字から差額としては、2,194枚が実際に未使用になっていた枚数となっております。使用の割合としましては、99.5%実際販売に対して使われたというふうなこととなっております。

以上です。

（小泉）その2,194枚は、もちろん多分誰が買ったかというの、そこまでの認識はないので、それを助成することはできないということによろしいですよ。

（商工観光課長）おっしゃるとおりでございます。

（小泉）今後そのような、ちょっとそれも考えるの難しいのかなという部分で、買った人に使ってくださいね、私もGoToEatでしたっけ、国でやっているやつを買ったときに、メールで申し込んで、メールで使ってくださいねというようなのが来ていたのですけれども、もう申し込んだときに、こっちから一方的な情報でいいかと思うのですけれども、そのようなやり方で今後推奨というか、やり方として検討する予定はあるのか伺います。

（商工観光課長）プレミアム商品券につきましても、使用期限の期間がございますので、その大体、前回も1週間前ぐらいでしょうか、SNS等で間もなく使える期間が終了しますよということで、そういった形の情報提供というか、情報のほうは流させていただいております。期間までに十分、もう期間はありませんで、使っていただくというような促しにつきましては、これまでも何回か行わせていただいていたところです。

以上です。

（小泉）では、続いてキャッシュレス型消費活性化事業について。キャ



キャッシュレス決済、今結構普及していると思うのです。その普及状況というのは市のほうで把握しているのでしょうか。伺います。

(商工観光課長) 普及状況というと、個々の店舗のお話にもなりますので、なかなか正直言って把握できていないところがございます。一方で、キャッシュレス決済につきましては2回やっております。令和2年度、令和3年度とやっておりますけれども、令和2年のときには、当初加盟店が283店舗しかなかったところ、実際388まで増えているというところがございます。今お答えしたのがペイペイのほうになります。第1弾のほうは、あとauペイも実施させていただいたのですが、こちらが104店舗から154店舗に加盟店が増えています。第2弾、昨年度につきましてはペイペイだけだったのですが、388からさらに433店舗、加盟店が増えているというところで、実際にキャッシュレス型決済については、その分だけ事業の効果も含めて広がっているというふうに考えております。

以上です。

(小泉) それでは、このキャッシュレス型決済のほうなのですが、今後の継続という部分は経済効果とかという部分があるかと思うのですが、あと民間企業との連携的な部分があるかと思うのですが、今後の継続については今後考えているのでしょうか。伺います。

(商工観光課長) 一定程度でキャッシュレス決済の普及というのが、皆さんそれぞれ携帯等にアプリを入れて使っている状況が、当然私も使っているのですが、今後実際にそういうような状況、またあと経済状況、コロナの状況なんかも当然出てくると思うのですが、そういった状況を見ながら、また改めてそれについては検討してまいりたいと思っております。

以上です。

(小泉) では、その次のこのすぐるめプラス応援事業についてです。これも印刷して配布した枚数というのがあると思うのですが、それに対しての使用割合というのはどれくらいあったのでしょうか。

(商工観光課長) こちらにつきましては、実際に実配布枚数、公民館で

すとか、市民活動センターですとか、あとは当然商工観光課の窓口でも、自治会に加入していないで実際広報等を受け取れない方がいらっしゃると思いますので、そういった方にはそういった窓口に取りに行っていた方がいらっしゃるのですが、それでいきますと、実配布枚数としましては8万8,379部実際広報はお渡ししてしまして、実際に換金額としましては4,559万1,000円、使用クーポンとしては22万7,955枚、実配布数に対して42.9%使われているというところがございます。

(小泉) その数字から見ると半分以上は使われていないのかなというところなのかなと思うのですけれども、お店に貼ってあるポスター等で、いつもその紙を持っていなくて期限が過ぎてしまったよとかという声も聞いたりするのですけれども、ここら辺も今後の継続というのはあるのでしょうか。

(商工観光課長) こちらのクーポン券につきましては、事業者のほうからもいろんな喜びというか、使い勝手がいいというような話も伺っていますので、こちらにつきましても今後適宜判断してまいりたいと思っております。

以上です。

(小泉) ちょっとこのプレミアム付商品券とかキャッシュレス型決済と、あところのすぐるめプラスについてなのですけれども、その辺の経済効果的な部分、お店とかからの、答弁もありましたけれども、意見を聞く機会というのですか、私も実際お店のほうからは、ぐるめプラスの券を持ってきて、お客さんがぎりぎりになって買いに来てくれたのだよとかと、これ何回もやってもらいたいなという意見とかがあったりするのですけれども、そういうのを、意見の吸い出しというのですか、消費者、市民の方からとかも、実際使っている人がどれぐらいいるのかとかという総括ではないのですけれども、その辺の検証というのは今後、今後というか、今の段階でされているのか。そしてまた、その経済効果はあったのかという、その辺の認識は、それを総括して経済効果はどれぐらいあったのかというのを教えてもらえればと思います。

(商工観光課長) お店の方からいろんな、個々にやはりこれによって新

しいお客さんが、一覧表もつけておりますので、その中で近所にこういうお店があるのだというようなことを認識されて、この機会だからぜひ使ってみたいというようなことで訪れた方が結構いらっしゃったというようなお話も伺っておりますし、実際に売上げもそれなりに上がっているというようなお声等はいただいております。先ほどの経済効果ということでございますけれども、実際に換金額として、前回につきましては4,559万1,000円ほど実際に、プラス商品券、300円分をプラスして、その割引というのでしょうか、というようなところもございますので、それ以上の経済効果が実際にあったというふうに認識しているというところでございます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（諏訪）では、3点指摘をさせていただいて反対討論をいたします。

まず、1点目でございます。コウノトリの飼育事業でございますけれども、こちらのほうは委託料、運営するに当たっては、もう既に、コウノトリがまだ配置されていない段階から運営ができるように飼育担当の配置をしていると、そういったところも含めてなのでございますけれども、実際には安心、安全な環境をつくっていくのだということと、農業に携わる人がそこにいるというようなこともある程度目的となっているはずだと思うのですが、環境重視というところで、ただそれ自体は壮大なロマンだと思います。田んぼを耕す人がいて、そこにコウノトリが舞い降りてというところでは、環境を重視するというところでは壮大なロマンを感じるのですが、それにはやはり、税の配分というところから、本当にそこに税を投入していいのかというような今回の決算状況でした。

2点目としましては、マイナンバーカードをやはり指摘せざるを得ませ

ん。やはり個人の情報を集約して、国がそれを管理ができるような状況を刻々とつくっていく。交付そのものも、やはり交付の推進のために様々な手法が今回も取られているということです。

そして、3点目としましては新ごみ処理施設の関係ですけれども、進捗がないまま費用がかかっているということプラス基金が潤沢に積み上げられているというところの3点を指摘します。反対です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論ありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第56号 令和3年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時39分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

自治振興課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(自治振興課長) 午後の大変貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。午前中の永沼委員さんの質問の内容について、一部ちょっと補足のほうをさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、自治会の加入世帯数と市内世帯数で大きな開きがあるということでご質問いただきまして、その要因として退会者とかそういうお話はしたのですけれども、実際のところ多そうなの

が、世帯が例えば同居世帯の場合で2世帯あるとか、あるいは親子で近所に住んでいるとか、そういった場合については加入世帯数というのは1としてなります。そこら辺のことも一つの要因としてあるのかなというのを1つ付け加えさせていただきたいと思います。

あともう一点なのですけれども、永沼委員さんのご質問の中で防犯灯の点検委託の内容ということで、防犯灯の目視点検とか、点検の具体的な内容はお話しさせていただいたのですけれども、実際のところ、それは内容ではあるのですけれども、独立柱の1,860本に対して点検を行っているということを追加させていただきたいと思います。

以上でございます。

(委員長) 訂正の申出についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任……

(訂正じゃないと思う。補足説明の声あり)

(委員長) 補足説明。分かりました。私の発言も今訂正させていただきます。

補足説明についての件についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時01分)



(開議 午後1時01分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第53号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第53号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、質疑通告していますので、まず1点目としまして442ページの繰入金のところなのですが、いわゆる法定外繰入金、今ご説明いただきましたし、予算額と全く同じだということがよく分かりましたので、質疑内容といたしましては予算額との相違についてということでお伺いしているのですが、令和3年度の予算額9,700万ということもご指摘いただいていますので、分かっております。今回繰入金が令和2年度に比べれば少し上昇しているのですが、今後この法定外繰入金というのがやはりなかなか認められなくなるというのが言われておりますけれども、今後どのようなお考えなのか伺いたいと思います。

(国保年金課副参事) お答えいたします。

法定外繰入れにつきましては、平成30年度からの国保の広域化といったところの流れに沿いまして法定外をなくしていくという方向性が打ち出されておりますので、それに従いまして減っていく方向になるのかなと

いうふうに考えております。

（諏訪）減っていくということですが、いわゆる国保の会計のほうで、歳入が少し減るわけですね。その辺はどういったところから打ち出そうということになりますか。

（国保年金課副参事）そちらの考え方、減っていく、確かに令和3年度の決算でいいますと9,700万円というところありますが、9,700万円の内訳としては、内訳の一部として例えば市全体でやっているがん検診、そういうものの経費とかも、それは一般会計からこちらに入ってきているということでここに計上しているといったところございますので、全くの赤字補填といったものについては今後なくしていくのだろうというところになります。現在のところ、赤字補填というところについては、本市としては今後標準保険税率に近づけていくという、税率を上げていくことによって、保険税率を上げることによって税収入が上がっていくというところの県全体の方針に従いまして、それに伴って法定外繰入れ、赤字補填といったものは全県的になくなっていくということになっております。

以上です。

（諏訪）令和3年度の12月に条例改定がございまして、4年度から5年かけて保険税を上げていくということが出されましたけれども、それと併せて要するに法定外繰入れをなくしていくということなののでしょうか。今のお答えは、要するに法定外繰入れは今後減らしていくと。その代わりになるものとして保険税率を上げていくということかと受け止めたのですが、それでよろしいのでしょうか。

（国保年金課副参事）あくまでも令和5年度以降の予算編成の中での議論になっていくことではあるのですがけれども、保険税率を上げた分だけ法定外がすぐ相殺でなくなるというふうには考えておりません。そういう計算にはならないかなと。なぜなら、先ほど今委員さんおっしゃっていただいたように5年間をかけて標準保険税率に近づけていくといった中でございますので、いきなり来年度からとか標準保険税率に近づけるといふのであれば法定外繰入れの削減といったことも出ると思うので

すけれども、その部分につきましては、本市としましては基金を活用して急激な上昇にならないようなという形を考えておりますので、その辺のところの全体の国保特会の歳入歳出のバランスを見ながら考えていくことなのだろうと思っております。

（諏訪）広域の医療の体制になって、県のほうから法定外繰入れをなるべくやめるようにということになってはいますが、実際に保険税を上げたくないということで、それぞれの自治体で予算上繰入れが可能だという判断であれば、それは繰り入れていくということによろしいのでしょうか。

（国保年金課副参事）他市の意思決定については何とも申し上げようがないのですが、ただルール上は委員さんおっしゃるように各市町村の判断といったものは出てくるのかなと思いますが、全県下において、どの市町村であっても、同じ世帯構成、同じ所得であれば同じ国民健康保険税を負担しましょうといった準統一に向けた方針といったものが打ち出されておりますので、その中では各市町村がそこに向かって調整していくものだというふうに思っております。

（諏訪）法定外繰入れをいつまでも続けていて、ペナルティーというようなものはあるのでしょうか。

（国保年金課副参事）赤字補填といったところの法定外繰入れを続けていた場合には、赤字解消計画といった計画を立てて、そして県のほうが指導という言葉が適切かどうか分かりませんが、そういった赤字解消に向けて適正な財政運営を行うように管理、管理というか、指導というのですか、そういったことをしていくという、そういった計画を立てて実施していくといったルールになってございます。

（諏訪）赤字補填の意味がよく分かりませんので、赤字補填というのは具体的にどういったものを赤字というのかを伺いたいと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1 時 3 0 分）



（開議 午後 1 時 3 1 分）



(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課副参事) 失礼いたしました。

埼玉県国民健康保険運営方針、こちらの中で解消すべき赤字という、法定外繰入れの赤字の定義というところで明文化されておりました、削減すべき赤字の定義は、国と同じ基準で、決算補填等目的の法定外一般会計繰入金と繰上充用金の新規増加分の合算額とするというふうになってございます。

以上です。

(諏訪) 具体的に本市においてこの部分が赤字だというのは、表の中でどれを指したらいいのでしょうか。

(市民生活部長) こちらについては、基本的に赤字補填という形で鴻巣市の場合は法定外の繰入れをしているものではなくて、あくまでも現在のところ基金への積立てという形で頂戴しています。いずれ、この基金への積立てというのも本来の目的ではありませんので、当然裏を返せば赤字補填という形に捉えられます。先ほどこの法定外の繰入れについて何かペナルティ的なのというものがありませんでしたが、これは保険者努力支援のほうでマイナスの評価をいただくことになりますので、本来ここ、赤字補填というところはマイナス評価で、保険者努力支援のほうでポイントは加点になりませんので、当然もらえる保険者努力支援も減少するということになるので、我々的にはこの法定外については一定の目的がある、先ほど説明がありましたけれども、がん検診だとか、そういった部分を除いた部分については削減という形で取り組むと。当初、広域化になるときに、一遍に法定外をなくすということは、これはとてもではないけれども、国保としては負担が大きいということで、あくまでもソフトランディングをさせるために減少させていくという過程の中で年々減少させていくというような方針で現在のところ取り組んでいるところです。

以上です。

(諏訪) そういたしますと、あくまでも現在はがん検診などに一般会計から繰り入れているというような考え方と違ってよろしいということ

すよね。

（国保年金課副参事）おっしゃるとおりでございます。

（諏訪）令和3年度のがん検診にかかった総額というのは、すみません、どこを見たらよろしいのでしょうか。

（国保年金課副参事）A4（P.58「A3」に発言訂正）の歳出決算の概要のほうです。5款の保健事業、こちらの5款1項保健事業、この中で12の委託料のところががん検診委託料があります。3年度、支払済額というところで5,147万630円というところががん検診に係る支出ということになってございます。発言の訂正をお願いします。私、A4と言ってしまうましたが、A3でございます。A3の歳出決算の概要。こちらの5款保健事業、こちらの1項保健事業費の中の12委託料、こちらに黒ボチでがん検診委託料5,147万630円、こちらに訂正させていただきたいと思っております。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

（諏訪）ご説明がよく分かりました。

そうしましたら、次の質問に入らせていただきます。保険税の滞納者、毎年いらっしゃると思いますので、その滞納をしている方の人数と、それから全体の滞納額、あと滞納されていますと資格証などが発行されるかと思うのですが、そういった件数を伺いたいと思っております。

（国保年金課副参事）保険税の滞納者数、国民健康保険税は世帯主課税ということになりますので、件数で答えさせていただきますと1,350件、滞納額につきましては1億9,043万1,645円、資格証の発行についてはゼロ件でございます。

以上です。

（諏訪）滞納者数がかなり増えたように思えますが、令和2年度と比較してどうでしょうか。

（国保年金課副参事）1,350件というものについては、現年と滞繰、滞繰越ししている、ずっと継続して、継続してというのもおかしいのですが、けれども、継続して滞納している方の数も入っています。内訳を言わせ

てもらいますと、現年のほうで、現年のみという、令和3年度分の課税のみという方が448件、滞納繰越しということですと、その方は3年度の分も滞納してしまっている分もあります、そちらが902件、そのような形でご理解いただけたらと思います。

(諏訪) そういたしますと、ずっとお支払いが済まないという方も含めての滞納世帯の件数ということですので、令和2年度、令和元年度だけの単年の滞納者数というのはどのようになっていますでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時39分)



(開議 午後1時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課副参事) 大変申し訳ございませんが、収納関係につきましては収税対策課のほうで滞納整理等も含めて行っておりますので、現在国保年金課のほうでご質問の数値を持ち合わせておりません。以上でございます。

(諏訪) では、新型コロナウイルスによる傷病手当金、先ほどご説明がございまして、令和3年度では44万3,716円というふうに支払済みのところで伺いましたけれども、これは実際に何名の方が申請をされて、何名の方が要するに認定されたのかを伺います。

(国保年金課副参事) こちらは、7件の方が申請されて、7件の方が決定されているということでございます。

(諏訪) あわせて、新型コロナに関わって収入が大分落ちたというようなときに減免制度があるかと思えますけれども、コロナに関して減免をした件数を教えてください。

(国保年金課副参事) 新型コロナウイルスによる保険税の減免、こちらにつきましては減免者数46件となります。

(諏訪) では、その46世帯の方々が減免を受けられて、この減免制度というのは、期限というのはどんなふうに決められているのでしょうか。

(国保年金課副参事) 例えば令和4年度、今年度で申し上げますと、減免の対象となる保険税は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期が到来する保険税というような形になりますので、当該年度の納期末到来の保険税が減免対象になるということになります。(令和4年9月16日開催令和4年9月定例会市民環境常任委員会会議録P. 3発言の訂正あり)

(諏訪) そういたしますと、この46名は令和4年度の4月1日以降は対象ではないということでしょうか。(国保年金課副参事) 対象ではなくて、世帯主の主たる生計の維持者、こちらが新型コロナウイルス感染症の影響によって著しく収入が減ったと。この場合、国民健康保険税を減免するということなのですが、この基準というのが前年の収入に対して30%減免になるということなので、毎年3割ずつ減っていくというのであれば翌年度も該当になると。ただ、例えば令和3年度の保険税の減免ということになれば、令和2年度中の収入、令和3年度中の見込みが30%以上減る見込みということで申請いただくと、令和2年度中を100とすると70になりますよねというところで申請いただければコロナ減免の対象になると。翌年度、令和4年度になりますと、70になった金額ベースの30%ということになっていきます。引き続きコロナの影響で収入が落ち続ける方については、そういったケースはあると思います。ただ、例えばいきなり失業してしまってゼロになってしまうと、翌年度はもうゼロの3割というのがありませんので、そこは減免の対象にはならないと。逆に、収入がないので所得割はかからなくて、均等割だけという、さらに7割軽減とか、そういう形になるのかなというふうに思っております。

(諏訪) そうしましたら、最後の質問になりますけれども、歳入歳出差引額が今回は3億6,271万9,057円ということですが、すみません、ここで基金に積んだ額というのは幾らになったのでしょうか。

(国保年金課副参事) 令和3年度の決算ということでしょうか。

(はいの声あり)

(国保年金課副参事) A3の歳出決算の概要の6款基金積立金の3年度

支払済額 2 億 6,182 万 5,406 円ということになります。

(諏訪) そうしますと、約 1 億円ぐらいは繰越しになるのでしょうか、翌年の。

(国保年金課副参事) 歳入歳出の決算で約 3 億 6,000 万余ったというか、黒字になったという決算でございます。その決算のもととなる歳入歳出のところで、歳出のほうで基金も積み立てるといふものもやっていますので、実の黒字というのですか、ここの部分をやらなければ委員おっしゃるような差額の部分といったところが純粋な差額という形になるのかな……あっ、ごめんなさい。これは基金。あと、一方で基金については、基金の繰入金、基金から取り崩しているというほうも考えていかなければ正確にならないのですけれども、A3 版の歳入決算の概要、歳入のほうですね。失礼しました。歳入のほう、こちらの 4 款繰入金、4 款の 2 項基金繰入金、こちらが令和 3 年度の収入済額で 4 億 7,000 万円取り崩しております。4 億 7,000 万円取り崩すという予算執行をして、一方で基金積み立てといふのは、これは 9 月補正で令和 2 年度の前年額のほうになるので、その部分を積み立てたという補正予算をさせてもらった上で執行しているということでございますので、こういった歳入歳出をやった結果 3 億 6,000 万円の黒字が出たという話です。ということになります。

(永沼) それでは、議案第 57 号、令和 3 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書について質問いたします。

初めに、この決算書における、会計管理者が説明した中で、決算額を前年度と比較する歳入総額、歳出総額ともに 8.2% の増、歳入歳出増という説明でした。これの増になった大きな要因についてお尋ねいたします。

(国保年金課長) 新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの反動によりまして歳出の保険給付費や保健事業費が増加する一方で、歳入の普通交付金が歳出の保険給付費に連動して増加をしたということで、歳入歳出のほうが前年に比べて大幅に増加しております。

以上です。

(永沼) 同じく会計管理者が説明した中で、本市において課題を整理し、必要な取組を進めとありました。現在までに整理されている課題及び進

めていく必要な取組というのはどのようなものなのか伺います。

（国保年金課長）お答えします。

先ほども副参事のほうで申し上げたとおり、県内での令和9年度での保険税水準の準統一等が控えております。本市の現行税率と県内統一の指標となる標準保険税率とではかなりの格差がございますので、その標準税率に段階的に引き上げていくというのが課題ということなのかなと思います。また、一方で、同じ世帯構成所得であれば同じ保険税となるということですので、負担と受益の公平性の観点から、県内の全市町村が同等の被保険者サービスですとか医療費適正化対策に取り組むために、今ワーキンググループ等で県内の統一の基準となるそういった打合せ等を行っているというような状況になっております。

（永沼）県内の統一ということで、保険税だんだんと上がっていくというのは分かるのですが、かなり大きく上がるなというものを僕自身思っているので、市民の皆さんにどのような形で説明していくのか。結果的に上がっているんで、市民の皆さんの負担はかなりきついものだと思うので、その辺をどのような説明というか、周知というか、していくのかお尋ねいたします。

（国保年金課長）以前の委員会等でもご指摘をいただきまして、通常納税通知書が届いて税額が上がったということを認識するのではなくて、その前から事前に広報ですとか、SNSですとか、国保ですと国保だより等もありますので、そういったものを利用して、県内での保険税水準の統一ということがある中で、現行の本市の税率と統一の指標となる標準保険税率との乖離差というところで、ここが一回にやってしまうとどうしても負担が大きくなってしまいますので、そこを複数回に分けて段階的に上げることでその負担を少し和らげるというような形で皆さんに広報、周知をして、ご理解をお願いをしているというような状況かと思えます。

（永沼）これについては、市からの丁寧なご説明というのがすごく大切だと思いますので、よろしくお願いします。

次に、441ページなのですが、最初から出てくる還付未済額、合計金額が

あって、その下に医療給付費現年課税分のところの還付未済額、後期高齢者支援金分現年課税分還付未済額、介護納付金分現年課税分の還付未済額というのが出てくるのですが、この還付未済額のそれぞれの件数と発生した理由について伺います。

（国保年金課長）まず、医療給付費分の現年課税分の件数が70件になります。それから、後期高齢者支援金分の現年課税分が30件、介護納付金の現年課税分が12件ということなのですが、国民健康保険税についてはそれぞれ医療分なり後期の支援分なり介護納付金分を組み合わせで課税がされておりますので、トータルで申し上げますと70件の65万7,700円というのが還付未済というような状況になっております。

まず、還付が発生する理由としましては、二重納付をしたり、世帯内の異動なり所得の変更によって税額変更が生じたというようなことになるかと思うのですが、未済については、端的に申し上げますと、還付先の口座番号が分からないというような形で一時的に未済になっているということになります。本市としても、口座をお知らせいただけない方については別途、年2回ぐらい、後追いで通知等を出しているというような状況となっております。

（永沼）税額変更については致し方ないかなとちょっと思うのですが、二重納付については注意しても駄目なものなのですか。

（国保年金課長）納付のタイミング等によって、例えば督促が出た後に、その督促状でも納めてしまったり、また一方で手元にある納付書で納めてしまったりとか、いろいろな場合がありますので、消し込みまでのタイミングというのもやはり1週間から2週間前後かかりますから、そうなるちょっと二重納付という可能性もどうしても否定はできないかなというふうに思います。

（永沼）今後システムの中で二重納付できないような、もう払われていますよという、何かそういうものができる可能性ってないのですか。

（国保年金課長）現状としては、どうしても銀行から連絡が来るのに時間を要するような形になりますので、現状ではちょっと難しいかなというふうには認識しております。

(永沼) 同じ441ページの医療給付費分現年課税分は予算に比べて1億1,000万増えているのですが、その理由について伺います。

(国保年金課長) こちらについては、コロナ禍のため、当初歳入のほうを低くちょっと見積もり過ぎたというようなことで、実際予算よりも収納額のほうが多いというような状況となっております。

(永沼) 次に、443ページの特別調整交付金市町村分というのですが、これも予算に比べて約2,650万円増えているのですが、これについての理由は。伺います。

(国保年金課長) こちらは、一例を申し上げますと、事務処理標準システムの導入経費、こちらは1,540万、それからコロナ関連の交付金が510万4,000円とありまして、そういったものもろもろでちょっと増加しているというような状況となっております。

(永沼) 同じ443ページの県繰入金の(2号)、これも予算に比べて約3,600万円増えている。この理由も伺います。

(国保年金課長) こちらは、スポーツ課のほうの事業で健康長寿埼玉モデルの取組とか、こういったものが評価されたり、徴収評価等の評価によりまして、予算額に比べて増額というふうになっております。

(永沼) ちょっと飛びまして445ページですか、一般被保険者延滞金、あと退職被保険者延滞金、これも予算に比べて増えている理由について伺います。

(国保年金課長) こちらは、先ほど部長のほうからもあったように、収税対策課のほうで徴収のほうは行っておるのですけれども、一例で申し上げますと、給与の差押えにつきましては継続債権となりまして、延滞金を含めて完納するまで解除にはならないということになります。また、本税の分割納付等をされている場合については、本税が完納後に再度また延滞金のほうの分納に移行する等がありまして、延滞金のほうの収納率が向上しているというふうに認識しております。

(永沼) 447ページ、前も聞いたことあるのですけれども、一般被保険者第三者納付金というので、予算に比べ約200万円増となっているのですが、これが交通事故等による加害者賠償金ということで、これはずっと



続くものなのですか。

（国保年金課長）こちらは、交通事故などの第三者行為で保険証を利用した場合、市が負担した医療費を加害者の保険会社等に請求をするため、今後も第三者納付金については継続をするというようなことになるかと思えます。

（永沼）これの交通事故の関係、対象者って同じ人なのか、違う人なのか、それだけちょっと伺います。

（国保年金課長）違う方が交通事故等に遭ったときに保険証を使うと保険で払うのですけれども、実際は加入している任意保険等でご負担いただく形になるので、市が負担した医療費について、保険会社のほうからお金を請求をしてお支払いいただくということになりますから、事故等で保険証を使うということがなくなる限りは、こういった第三者納付金についてもなくなるというふうに思っています。

（永沼）同じ447ページの一般被保険者の無資格受診等による返還金というのがあるのですが、これは何人分というのか、何件分というのか、どのような状況で発覚したのか伺います。

（国保年金課長）こちら、令和3年度は59件ということになっております。どのような状況で発覚したということなのですが、基本的には、国民健康保険の資格の喪失の手続をしたときに、社会保険とかだと保険証がすぐできませんので、できない間にまだ喪失手続をしていない国保のほうでお医者さんにかかってしまったりとかという場合に、結局資格喪失後の受診という形になってしまいますので、ですから一応届出のときに、例えば9月の1日から社会保険なのだけれども、9月の3日にまだ保険証が来ないから、国保の保険証でかかってしまったとかという場合もあるので、そうすると国保の保険証使っていませんかということとこちら窓口で確認をしますので、そういったときにこういった無資格受診等が判明するような形になるかと思えます。

（永沼）要するに利用する市民の皆さんの、言い方間違っているかもしれない。故意によるものではなく、間違っただけで利用してしまったということとよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) おっしゃるとおりかと思います。故意でということではなくて、やむを得ずというか、保険証がまだ会社のほうから来ていないので、手元にある国保のほうの保険証で医療機関を受診してしまったということかと思います。

(永沼) 歳出に行きたいと思います。

451ページをお願いします。国民健康保険の事業特別会計庶務事業で、これも予算に比べて1,000万ほど増えているのですが、この理由についてお願いいたします。

(国保年金課長) こちらは、国保事務処理標準システムの導入経費の関係で増加となっております。

(永沼) 次に、453ページの高額療養費の件ですが、対象件数と過去5年からの動向というのはどういうふうになっているのか伺います。

(国保年金課長) 令和3年度は、件数で申し上げますと1万9,193件というふうな件数でございます。過去5年からの動向ということなのですが、基本的に被保険者の減少に伴いまして高額療養費についても減少傾向というふうに考えております。

(永沼) 次に、455ページの傷病手当金支給事業なのですが、これも予算に比べて増えているその理由について、また対象件数と高額介護合算療養費を流用できる根拠というのを伺います。

(国保年金課長) 実績については7件となっております。当初予算では件数の見込みが立たなかったものですから、科目存置として10万円の予算を計上していたというような形になります。こちらの高額介護合算療養費の流用の関係なのですが、地方自治法の第220条第2項のただし書になるのですが、予算の執行上、必要がある場合に限り、予算の定めるところによりこれを流用することができることとされておりまして、こちら令和3年度の予算書のほうでも、このただし書を根拠としまして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を可能とすることと定めていることから、今回、高額介護合算のほうから流用したというようなことになっております。

(永沼) 流用できる根拠は分かりましたので。

459ページの特定健康診査等事業なのですけれども、これ健康診査の対象者数と、それに伴う健診者数、それとコロナ禍における健診の状況というのを伺います。

(国保年金課長) こちらのまず糖尿病性腎症重症化予防……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時08分)



(開議 午後2時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課長) 失礼しました。

こちらは、国保連合会のほうの令和4年8月25日時点での数値になりますけれども、対象者数が1万8,878人のところ、受診者が8,186人、受診率は43.4%というふうになっております。こちらのコロナ禍における状況ということですが、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著でありました令和2年度よりは回復傾向が見られております。ウィズコロナの各分野での対策も確立されつつある中で、回復傾向に向かうものと考えておりますけれども、一度受診を控えてしまった方に再度受診してもらえようしっかりとフォローしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、反対討論を述べさせていただきます。

令和3年は条例改正がございまして、令和4年から保険税を毎年、5年かけて上げていくという条例が通りました。保険税そのものは所得によっても違いますが、10%以上の保険税率。やはりこれが大変今生

活苦の中で納めるのが大変だということが多くの国保加入者の声だと私は思います。急激な保険税の負担増とならないよう段階的にということをごさいますけれども、多くは年金の所得の方々です。年金の所得の方々は毎年上がるわけではありませんので、年金額が、逆に今年は6月に0.4%下がりました。収入減の中でやはり納めるべきものが上がっていくというのは大変なことです。そして、今回も値上げを3年度は決めたところでは、その1点で、大変申し訳ないのですが、職員の皆さん本当に努力支援のポイントをたくさんプラスにしてくださっている中をごさいますけれども、そういった保険税に関わる部分で反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第57号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時12分)



(開議 午後2時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第62号 令和3年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 国保のほうでもお聞きしたので、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書においても同じ質問をしたいと思います。

553ページの還付未済額について、それぞれの件数と理由について伺います。

(国保年金課長) まず、特別徴収現年度分については件数が217件となります。それから、普通徴収現年度分が48件、普通徴収滞納繰越分が3件となっております。還付未済の理由につきましても、普通徴収については、先ほどもご説明したとおり還付先の口座が不明というふうな案件が多くなっておるのですけれども、特別徴収につきましても、被保険者がお亡くなりになった場合、未支給年金の請求先が日本年金機構のほうで確定するまでは還付することができないため、年度をまたいでしまった案件が還付未済となっております。

以上です。

(永沼) 亡くなってから還付未済までの期間というのはどのくらいなのですか。

(国保年金課長) おおむね二、三か月程度かかっております。長いと半年ぐらいかかるらしいです。

(永沼) 同じページの一番下のほうにある延滞金なのですかけれども、幾らの金額に対する延滞金というのは分かるのでしょうか。

(国保年金課長) 一例で申し上げますと、今回還付未済については6件で、現年分が3件で、滞繰分が3件ということなのですが、一例を申し上げますと、現年分の7期の納付期限が令和4年の1月31日だったのですけれども、保険料のほうで5万4,700円で、納付日が令和4年の5月16日、この場合で延滞金のほうで1,000円ほどついております。同じように申し上げますと、現年分の4期、こちらの納期が令和4年の11月1日だったのですけれども、保険料のほうで7万2,200円で、納付日が令和4年の3月1日、こちらは延滞金のほうで1,500円というような形でついております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第62号 令和3年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、これについて原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、市民環境常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。市民環境常任委員会の視察研修について、日程は令和4年10月26日水曜日から28日金曜日の3日間、視察先、視察項目については、兵庫県豊岡市、コウノトリと共に生きるまちづくりについて、姫路市、食品ロス削減マッチングサービスについて、NPO法人愛のまちエコ倶楽部(P.70「滋賀県東近江市にありますNPO法人愛のまちエコ倶楽部」に発言訂正)、菜の花エコプロジェクトについてとし、実施したいと思います。これについてご異議ございませんか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時40分)



(開議 午後2時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの件、追加、訂正させていただきます。3日目につきましては、滋賀県東近江市にありますNPO法人愛のまちエコ倶楽部、菜の花エコプロジェクトについてとし、実施したいと思います。

これについてご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、市民環境常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定しました。

追加をさせていただきます。先ほどの視察研修の中で1日目につきましては、永沼委員につきましては後から参加ということになりますので、よろしくお願い……

(何事か声あり)

(委員長) 永沼委員につきましては、荒川北縁水防事務組合の定例会がございますので、1日目の豊岡市における視察は参加できません。それ以降参加をさせていただくということでよろしくお願いたします。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後2時42分)